

令和 7 年 9 月 30 日

# 長野県議会（定例会）会議録

第 2 号



令和 7 年 9 月  
第440回長野県議会(定例会)会議録(第2号)

令和7年9月30日(火曜日)

出席議員(56名)

1 番	竹 村 直 子	27 番	小 山 仁 志
2 番	小 林 陽 子	28 番	竹 内 正 美
3 番	林 和 明	29 番	宮 下 克 彦
4 番	勝 山 秀 夫	30 番	大 畑 俊 隆
5 番	グ レ ー ト 無 茶	31 番	寺 沢 功 希
6 番	奥 村 健 仁	32 番	共 田 武 史
7 番	青 木 崇	33 番	高 島 陽 子
8 番	垣 内 将 邦	34 番	荒 井 武 志
9 番	早 川 大 地	35 番	埋 橋 茂 人
10 番	佐 藤 千 枝	36 番	続 木 博 司
11 番	丸 山 寿 子	37 番	中 両 友 成
12 番	小 林 君 男	38 番	角 水 純 子
13 番	勝 野 智 行	39 番	清 井 長
14 番	加 藤 康 治	40 番	小 池 茂 人
15 番	小 林 あ や	41 番	酒 井 孝
16 番	清 水 正 康	42 番	堀 内 善 昭
17 番	向 山 賢 悟	43 番	依 田 喜 昭
18 番	山 田 英 喜	44 番	山 岸 一 郎
19 番	大 井 岳 夫	45 番	小 林 栄 子
20 番	丸 茂 岳 人	47 番	毛 利 栄 子
21 番	花 岡 賢 一	48 番	和 田 明 子
22 番	望 月 義 寿	49 番	宮 澤 敏 文
23 番	山 口 典 久	50 番	丸 山 栄 一
24 番	藤 岡 義 英	51 番	小 池 清 司
25 番	川 上 信 彦	52 番	宮 本 衡 司
26 番	百瀬 智 之	53 番	西 沢 正 隆

54 番	風間辰一	56 番	萩原清
55 番	佐々木祥二	57 番	服部宏昭

---

### 説明のため出席した者

知事	阿部守一	観光スポーツ部 国スポ・全障スポ 大会局長	北島隆英
副知事	関昇一郎	農政部長	村山一善
副知事	新田恭士	林務部長	根橋幸夫
危機管理部長	渡邊卓志	建設部長	栗林一彦
企画振興部長	中村徹	建設部 リニア整備推進局長	室賀莊一郎
企画振興部 交通政策局長	村井昌久	会計管理者兼 会計局長	柳沢由里
総務部長	須藤俊一	公営企業管理者 企業局長事務取扱	吉沢正
県民文化部長	直江崇	財政課長	塚本滉己
県民文化部 こども若者局長	酒井和幸	教育長	武田育夫
健康福祉部長	笛渕美香	教育次長	松本順子
環境部長	小林真人	教育次長	清水範
産業政策監	田中達也	警察本部長	阿部文彦
産業労働部長	米沢一馬	警務部長	長瀬悠
産業労働部 営業局長	田中英児	監査委員	増田隆志
観光スポーツ部長	高橋寿明		

---

### 職務のため出席した事務局職員

事務局長	宮原涉	議事課委員会係長	風間真楠
議事課長	小山雅史	議事課担当係長	萩原晴香
議事課企画幹兼 課長補佐	山本千鶴子	総務課主査 総務課主任	東方啓太 木下裕介

---

**令和7年9月30日（火曜日）議事日程**

午前10時開議

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

知事提出議案（日程追加）

---

**本日の会議に付した事件等**

諸般の報告

知事提出議案

行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑

午前10時開議

○議長（依田明善君）これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑であります。

---

**●諸般の報告**

○議長（依田明善君）次に、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。朗読は省略いたします。

[議案等の部「2 諸般の報告」参照]

---

**●知事提出議案の報告**

○議長（依田明善君）次に、知事から議案の提出がありましたので、報告いたします。

[職員朗読]

令和7年9月30日

長野県議会議長 依 田 明 善 様

長野県知事 阿 部 守 一

令和7年9月長野県議会定例会議案提出書

議案を別紙のとおり提出します。

第 26 号 土地利用審査会委員の選任について

第 27 号 教育委員会委員の選任について

[議案等の部「1 議案 (1)知事提出議案」参照]

○議長（依田明善君）以上であります。

ただいま報告いたしました知事提出議案を本日の日程に追加し、その順序を変更いたします。

---

### ●知事提出議案

○議長（依田明善君） 本件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件については、それぞれ会議規則第44条の規定により提出者の説明を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（依田明善君） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これらの議案は、本日から行う質疑の対象に供します。

---

### ●行政事務一般に関する質問及び知事提出議案

○議長（依田明善君） 次に、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案を議題といたします。

お手元に配付いたしましたとおりの議員から行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

順次発言を許します。

最初に、清水正康議員。

〔16番清水正康君登壇〕

○16番（清水正康君） おはようございます。令和7年9月定例会一般質問、トップバッターを務めさせていただきます。

それでは、まず中学校の部活動の地域展開について質問いたします。

これまで何人もの方が、委員会を含め、各市町村における休日の部活動の地域移行改め地域展開について質問してまいりました。ここに来て、国では若干の寛容さを示してはおりますが、県内においては、人口が少ない、交通の便が悪いなど、地域展開には不利な中学校が多い。そんな中でも、予定どおり来年度末に向けて実施できるよう取り組んでおります。

しかし、取り組んではおりますが、市町村、学校間の差も大きく、現時点で今後の具体案を生徒や保護者に説明のできていない中学校も多く、先行しているところを除き、来年度入学する小学6年生に対して明確に示せていない市町村がほとんどではないでしょうか。まだ1年ありますが、検討が始まって3年、県として各市町村の状況をどう把握し、どう支援をしているのか、何点か質問させていただきます。

教員の働き方改革ということで、教員の待遇改善が目的の一つになってはおりますが、一番は子供たちのための地域展開でなければいけません。しかし、現状は、これまでの部活動をど

う継続するのかといった議論となっており、受益者負担が増える、移動距離が長くなるなどのマイナス要素ばかりが目立ちます。今回の地域展開は、個人的には、ゼロベースで子供たちの校外活動を新しく支える方向で議論するべきではとも考えますが、子供たちにとってのメリットについてお答えいただきたいと思います。

特に、小さな町村では、指導者の確保など、単独の地域展開にはとても苦慮しております。また、合同部活などを既に始めている学校もありますが、小さい町村同士では、今はよくても、将来的にはやはり限界があり、子供たちのメリットを考えると、選択肢が増えるようもっと広域での検討をしたり、例えば単独で実施している市との共同も考えるべきではないでしょうか。そのためには、広域的なコーディネートが必要と考えますが、県の考え方と取組をお答えください。

地域クラブ活動では、音楽室など校舎を利用するのも想定されますが、学校関係者以外の者や他校の生徒が休日に校舎内に入る場合、セキュリティなどに課題があり、改修などが必要となります。

国の主導で地域展開をしておりますが、校舎は市町村の施設でありますので、改修などの費用負担については懸念の声もあります。必要な保守改修のための費用については、国はスポーツ施設などの一部の負担は認めているようですが、市町村の負担は免れません。県としてどのように支援を考えているのか、お答えください。

家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることのないよう、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については別のスキームが検討されてはいるようですが、種目や活動の参加人数で受益者負担に差があるのは、ある程度認めざるを得ません。しかし、指導者への謝金については、指導者の取り合いになることを避けるためにも、各地域クラブの活動において差がないほうが多いと考えます。県の見解と対応についてお答えください。

県内は、公共交通の不便な地域が多々あります。そういった地域は、特に困っております。生徒の移動については乗り合わせでのタクシー利用もあると聞きますが、費用負担とリモート指導についてどう考えているのか、お答えください。

現在は、中学校の部活動中の事故については、学校、市町村の教育委員会が責任を負っていると認識しておりますが、地域展開後の事故について責任は誰が負うことになるのか、お答えください。

生涯学習の視点、高齢になってもスポーツや文化芸術を楽しむといった視点で考えると、同世代の横の連携だけではなく、多世代の連携、縦の連携も促すべきではないでしょうか。例えば、平日は地域の方も交えた活動をし、休日は他校の仲間と活動をする。これまでの部活動の枠を超え、地域の多世代の方々と一緒にスポーツ・文化芸術活動をすることは、中学卒業後も、

大人になっても、豊かな地域生活につながると考えますが、生涯学習の視点についてその可能性をどう考えるのか、お答えください。以上7項目を武田教育長に質問いたします。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 部活動の地域展開について7点御質問をいただきました。

まず、中学校部活動の地域展開における子供たちのメリットについてでございます。

部活動の地域展開は、教員の働き方改革も目的の一つではございますが、子供たちが生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむことができる環境をつくることを基本理念とし、取組を進めているところでございます。

子供たちにとってのメリットといたしましては、一つ目に、これまで学校部活動では実施が難しかった競技・分野にも取り組むことが可能となり、子供の選択肢が広がること。二つ目に、専門性の高い地域クラブの指導者から各競技・分野における専門的な指導を受けることが可能となること。三つ目に、他校や異なる学校種の生徒、さらには地域の大人との交流が増えることで社会性や協働性が身につく機会となることであると考えております。

続きまして、広域的なコーディネーターについて県の考え方と取組についてでございます。

議員御指摘のとおり、小規模町村の多い本県においては、単独での地域展開が難しいことや、地域特有の様々な課題があることも認識しているところでございまして、県教育委員会といたしましては、子供たちの選択肢を広げ、質の高い活動環境を確保するためには、地域を超えた広域的な連携が不可欠であると考えております。

このため、市町村担当者会議において取組事例の紹介や情報交換の場を設けるほか、広域連携を支援するための総括コーディネーターの配置などを通じて地域間の調整に取り組んでいるところでございます。今後も、地域の実情を丁寧に把握し、市町村や知事部局と連携しながら、持続可能な地域クラブ活動の実現に向けた取組を進めてまいる所存でございます。

続きまして、地域展開に関わる校舎改修の費用負担の考え方についてでございます。

部活動の地域展開における学校施設開放の課題として、学校関係者以外の出入りに関するセキュリティーや災害時の緊急体制など安全管理に関わる課題のほか、施設改修費や光熱費等の財政的負担も課題であると認識しております。

スポーツ庁において、地域スポーツクラブ活動の実施に当たり、必要な学校体育館の施設の環境整備に対して補助する部活動地域移行促進公立学校施設整備費補助金を創設しているところでございます。

一方、文化系部活動は、施設利用や備品の管理等の課題のほかに、特に、吹奏楽においては、パート練習など複数の練習場所を必要とするなどの事情があることから、一律には進められないと考えております。

今後も、地域や学校の実情、課題を丁寧に聞き取りながら、その在り方について検討していくとともに、文化系地域クラブ活動に伴う市町村が行う学校施設改修の費用負担については、補助制度を創設するよう国に要望するとともに、県としての支援を研究してまいります。

続きまして、指導者への謝金に係る県の考え方と対応についてでございます。

昨年度スポーツ庁が実施した地域スポーツクラブへの移行に向けた実証事業において、県内の複数地域で検証が行われ、指導者謝金の単価は1時間当たり500円から1,600円と大きな幅があることを認識しております。

地域クラブ活動の指導者への謝金額に差がある主な理由といたしましては、財源や運営方法が市町村や地域クラブごとに異なるためであり、こうした状況は、クラブ間で指導者の確保に偏りが生じるおそれがあり、課題であると認識しております。

持続可能な地域クラブ活動の運営と指導者のモチベーション向上のため、指導者の謝金の在り方については、国の動向を注視しつつ、市町村の意見も聞きながら検討してまいりたいと考えております。

続きまして、移動手段の確保と費用負担についてでございます。

生徒の移動手段については、先ほどの答弁でも申し上げた国の地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業の中で、各市町村が経済的かつ効率的な方法を検証しているところでございます。実際に、千曲坂城クラブでは、令和6年度に、同事業を活用し、学校間移動支援としてタクシー利用を試験的に行ったところでございます。生徒、保護者からは高い評価が得られた一方、延べ390回で250万円の経費がかかり、費用面での課題が浮き彫りとなりました。

また、リモート指導は、移動負担の軽減や遠隔地からの参加を可能にするなど、柔軟な活動環境の構築に有効であると考えております。県教育委員会といたしましては、保護者負担の軽減を図るため、練習の分散実施など好事例を紹介するとともに、引き続きリモート指導について研究してまいります。

続きまして、地域クラブ活動の責任の所在についてでございます。

現在実施している地域クラブ活動において事故が発生した場合の責任については、基本的には運営団体がその責任を負うものと考えております。また、活動の内容や状況によって指導者個人の責任が問われる場合もあると承知しております。

生涯学習の視点に立った地域展開の可能性についてでございます。

学校の中で行われてきた活動が地域展開されることにより、生徒が地域住民や卒業生、保護者らと共に活動することを通して多様な価値観に触れる貴重な経験となるなど、生涯にわたる学びや地域とのつながりを育むよい契機になると期待しているところでございます。

また、部活動の地域展開は、中学生が生涯にわたってスポーツや文化活動に親しむ一つの

きっかけとなり、地域にとっても地域全体を学びと交流の場に変える大きな可能性を秘めていると認識しております。

議員御指摘のとおり、教育は学校の中だけで完結するものではなく、中学生を地域社会全体で支え、育んでいくことに通ずるものと考えております。県教育委員会といたしましても、こうした生涯学習の視点を踏まえ、地域と連携しながら部活動の地域展開を推進してまいる所存でございます。

以上でございます。

[16番清水正康君登壇]

○16番（清水正康君）それぞれ御答弁をいただきました。全てに対してお返しえきればいいのですけれども、時間の関係で1点だけ。

地域を超えたコーディネートという部分で、県ではコーディネートに対して予算もつけているというような説明だったのですが、それでは全然足りないと私は思います。もっと丁寧に、それぞれの地域、圏域に入って指導できるぐらいしっかりと支援をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

課題については、まだまだ困惑している現場がたくさんあります。少子化が進む中ではありますが、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保して充実させることを目的に、地域を挙げて、市町村の枠を超えて取り組む。県の教育委員会にはそんなスタンスをぜひ強くしていただくようよろしくお願ひいたします。

続いて、全国知事会長について質問させていただきます。

地方と国の果たすべき役割分担について知事は度々発言されていると認識しております。特に、全国知事会の会長として取り組む第1の重点課題として挙げる人口減少対策では、子育て支援策、町村部ではもう20年ぐらい前から率先して行ってきた子供の医療費や保育料、給食費等の様々な無償化施策・支援策は、現在、高校、大学の無償化を含めて、出生率の低い東京都が最も進んでいるというように、正直ゆがんでいるのではないかと感じております。

子育て支援策の無償化施策については、知事も、国が一律で行うべきとしており、地方に過度な競争と負担を強いることがないよう改めて強く要望していただきたいと思います。ただ、個人的には、何度も発言させていただいておりますが、これらの無償化が進んでも、人口減少はむしろ加速化しており、少子化対策になっているとは思っておりません。結果が出ていないのに地方自治体への過度な競争、財政支出を強いているので、さらに憤りを感じている次第です。

少し話がそれてしましましたが、全国知事会長として、「現場から、日本を動かす。」とのスローガンの下、地方自治の現場から明るい未来を切り拓くという方針には大いに期待をしてお

ります。中山間地が多い本県の特徴から、国の関与がそぐわない、地方の柔軟性を損なっているという現状を、同様の他県の声と重ね、国を動かしていただきたいと思います。

長野県知事が知事会長になり、政府や政党、各種団体の代表に訴える機会を得られたことは、本県にとって大きな意味があると考えております。しかし、知事会長に立候補する報道が出てから、大丈夫か、県の仕事がおろそかになるのではないかと心配をしている県民がいるのも事実であります。これまでの知事会長は、多い月は月の半分が東京といった記事もあり、不安をおおられたという部分もあるかもしれません。

こういったことを踏まえまして、阿部知事に質問いたします。

重点課題として挙げる人口減少対策について、これまでの長野県の現場の経験から、どのように日本を動かすつもりでしょうか。例えば、信州未来共創戦略や「私のアクション！」から、若者・女性に選ばれる地域づくりや、子供を安心して産み育てることができる環境づくりについては県の取組を補完するような構想があるのでしょうか。また、率先行動につながる点があるのでしょうか。お考えをお答えください。

全国知事会長に就任し、県知事の業務への影響を懸念する声が県民からありますが、これでどのように払拭するのか、お答えください。

最後に、来年の知事の任期、改選について、全国知事会長の任期途中であることから、5期目も出馬というメディアの見解もありました。しかし、9月5日の会見で、長野県知事の職にいるから知事会長をやれている状況。知事の職でなくなれば自動的に知事会長ではなくなる。長野県知事としての役割のほうが私としてはまず基盤。そういう意味で、知事会長であるから自動的に次の選挙に立候補するという発想はないと明確に否定しております。とはいっても、掲げた知事会長公約を1年足らずで方向づけするのは大変厳しいと考えますが、一定の結果を出すことと、知事会長の任期と長野県知事の任期についてどう考えているのか、改めて伺います。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には知事会長に関連して3点御質問を頂戴いたしました。

まず、人口減少対策について、どうやって日本を動かすのかという御質問でございます。

この間も、国の各省庁、あるいは国会議員の先生方といろいろお話をされる機会がありました。地方の現場の感覚と比べると、東京に霞が関の省庁や国会が所在している関係もあって、なかなか危機感が共有されていないんじゃないかという懸念を持っています。東京都知事も知事会のメンバーでありますけれども、多くの都道府県知事が、いわゆる人口が少ない現場を抱え、東京都も離島などそうした地域もあるわけでありますので、人口減少の中で地域の存続可能性すら危ぶまれる状況になっているということを我々からしっかり問題提起していくことが重要だというふうに思っています。

自民党の総裁選も行われていますが、我々知事会としては、総裁選の候補者、それから各政党に対して、人口減少対策も含めての提言とそれに対する回答を求めているところであります。こうしたことを通じて、まず国にしっかり問題意識を共有してもらって、具体的なアクションを起こしてもらえるように取り組んでいきたいというふうに思います。

また、これまでも、人口戦略会議のメンバーとして民間の皆さんとも連携して取り組んできました。知事会も、政党との対話、それから経済界等との共創ということを、ある意味私の会長としての取組姿勢として打ち出させていただいておりますので、こうした人口問題に、経済界をはじめ幅広い国民の皆様方とも問題意識を共有しながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

もとより、こうした全国レベルの取組は、本県の人口減少対策を一層進めていくことにも資するというふうに思っておりますし、また、長野県における具体的な取組を基に、国、関係方面に具体的なアクションを求めていくこともできるわけでありますので、両面をしっかりと連携させながら成果が上げられるように取り組んでいきたいと考えております。

続いて、全国知事会長就任に当たっての県業務への影響ということでございます。

私は見ていないのですが、月の半分が東京と報道されていたとすれば、過大ではないかなというふうに思います。ただ、国への要望活動をはじめとして県外に出かける機会が増えるということは事実だと思っています。そうした中でも、県の業務に支障がないようにしていくということは、やはり私としては重要なことだというふうに思っております。

これまでも、オンライン会議を積極的に活用しながら、例えば、南信州に1週間いても、あるいは東京に出かけていても、いろいろなレクチャー等を受けてきているわけでありますし、また、副知事、教育長をはじめ各幹部職員の皆様方は、しっかりとそれぞれの職務に向き合っていただくと同時に、私の担わなければいけない部分を一定程度分担していただくという形になっております。そうしたことも含めて、県政が着実に進むように取り組んでいきたいと考えております。この間、県民の皆様方からは、今朝も通勤するときに激励の言葉をいただきましたが、こうした御期待にしっかり応えられるように取り組んでいきたいと考えております。

最後に、知事会長としての結果を出すことと、知事会長の任期と知事としての任期をどう考えているかという御質問でございます。

全国知事会長の職は、長野県知事の職があるということが大前提であるわけでありまして、長野県知事でなくなれば知事会長ではなくなるわけであります。これまで、任期満了に伴って会長を任期途中で御退任された知事もいらっしゃるところであります。

もとより私は、県民の負託を得て知事として仕事をしているわけでありますし、また、知事会長としての職にある限りは、知事会を代表して全国の知事と力を合わせて国を動かす、日本

を動かす、 そうした役割が期待されているわけでありますので、 そうした役割と責任をしっかりと果たせるように全力で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

[16番清水正康君登壇]

○16番（清水正康君）お答えいただきました。人口減少対策は、もう何年も取り組んでいるのですけれども、なかなか結果が出てこないという中で、知事会長という立場で全国に何か投げかけができるよう、国ほうにもぜひ訴えていただければというように思います。

時間がないのでまとめさせていただきますけれども、とにかく1年間知事会長の立場を存分に利用して、長野県同様の他県のために声を上げ、行動していただきたいと思います。医師の話であったり、介護の問題であったり、中山間地の農業であったり、もう本当に挙げれば切りがありませんが、中央の官庁では把握し切れない現場の声から日本を動かすリーダーとして全国知事会長を頑張っていただきたいと思います。エールを送りまして、期待を込め、質問を閉じます。

○議長（依田明善君）次に、西沢正隆議員。

[53番西沢正隆君登壇]

○53番（西沢正隆君）自由民主党県議団、長野市・上水内郡選出の西沢正隆でございます。

阿部知事は、長野県知事として初めて全国自治会長に就任されました。お祝いを申し上げるとともに、県民からの期待は大きいところであります。総理と共にする会合が頻繁にあり、国のトップに直接提言や要望を伝える機会が多くあるとお聞きします。この機会に、多くの諸課題に対し、リーダーシップの下、一步でも前に進められることを期待いたします。

知事は、就任会見で、「現場から、日本を動かす。」をスローガンとして発表しました。そこで、一国一城の主である46都道府県の知事をまとめ、全国知事会長としてどのようにして現場から日本を動かすのか、その決意を知事にお聞きします。

知事会長として取り組む重点テーマとして、人口減少対策、ジェンダー平等の推進、国・地方の役割分担の改革、地方自治・民主主義のアップデートの4点を掲げました。人口減少対策については先ほど答弁がありましたので、その他3点について知事会長としてどのように取り組んでいくのかをお聞きします。

長野東スーパーフレックス新校（仮称）についてお聞きします。

令和3年4月、旧第3通学区の高校の将来像について、旧第3通学区高校の将来像を考える地域の協議会から意見・提案書が公表されました。その中に、多様な生徒に対して多様な学びを求める観点から、産業界、義務教育関係者、市町村教育委員会など多方面から北信地域への設置要望があったことから、北信地域にできるだけ速やかに多部制・単位制高校を設置すること

とが記載されました。

その後、令和4年5月、第三次高等学校再編・整備計画が公表され、その中に長野東スーパーflex新校（仮称）、以後は新校と言います、が含まれました。スーパーflex高校とは、多部制、単位制、通信制の仕組みを最大限活用することにより、多様な学習環境を提供する高校です。

計画では、長野東高校、長野吉田高校戸隠分校、長野高校定時制、長野商業高校定時制、長野西高校通信制を統合します。新校の学校像として考えられる姿として、学習の個別最適化、地域と協働した学び、校外活動、資格取得等が卒業単位として認定、スポーツ・芸術活動等の本格的な取組が示されています。

長野東スーパーflex新校再編実施計画懇話会が令和5年9月からスタートし、本年7月までに10回の議論を重ねてきました。多部制・単位制高校は、現在、東信に東御清翔高校、南信に箕輪進修高校、中信に松本筑摩高校が設置されています。過去3年の入学者は、全てのカテゴリーで定員割れしているのが現状です。多様性を求める現在、多部制・単位制高校は必要不可欠ですが、新校を設置していく上で多部制・単位制高校の在り方を検証していく必要があると考えます。

現在、高等学校は全日制と定時制に分けられ、多部制・単位制高校は定時制に位置づけられています。学校関係者からは、定時制に位置づけられていることが定員割れの原因の一つになっているとお聞きしました。

そこで、長野東高校を含む近隣高校の校長や、懇話会でも提案があったようですが、新校は、定時制ではなく、flex制など新たなカテゴリーで設置することを提案しますが、教育長に御所見をお聞きします。

第10回懇話会で、令和9年度開校予定の全日制普通科単位制の宮城県宮城広瀬高等学校が紹介されました。この学校は、近年、多部制・単位制の人気が低く、生徒に別のニーズがあるのではないかと模索し、idealスクール構想が提案されました。全日制課程のため3年間での卒業が原則。1日8時間授業で、コアタイムに必修科目を履修し、コアタイム外の時間で学校設定科目を履修することで、3年で卒業が可能になります。様々な背景を抱えた生徒が増加している現在、個に応じた多様な学び、学習者中心の支援を実現するため、インクルーシブ教育の充実に向けた体制の整備を行っていきます。このような全日制で午前部、午後部、夜間部の枠がないidealスクールを新校に導入できないかとの意見も懇話会で出されておりますが、御所見を教育長にお聞きします。

新校には夜間部が設定されています。長野高校、長野商業高校、長野工業高校の定時制の過去3年の入学者の合計は、令和5年は34名、令和6年は51名、令和7年は36名と、定員各40名

のところ定員には程遠いのが現状です。そこで、長野工業高校定時制は普通科として存続する予定でありますので、夜間部については長野工業高校に設置する案を提案いたしますが、御所見を教育長にお聞きします。

新校開校後、このままの体制でいくと、運動部の2、3年生の全日制在校生と新校1年生は一つのチームとして大会出場ができないとの高体連の見解があります。新校に入学した生徒に影響を及ぼすので、ここは改善する必要があります。

また、長野東高校には、全国優勝2回、準優勝1回の女子駅伝チームをはじめ、条件がよい中で様々な部活動が活発に展開されています。そこで、新校の部活動の在り方についての御所見を教育長にお聞きします。

最後に、スーパーフレックス新校について3年間懇話会で議論してきましたが、開校時期をいつ頃と見込んでいるか、教育長にお聞きします。

国民保護訓練についてお聞きします。

国民保護訓練とは、武力攻撃事態等の突然発生する事態に際して的確かつ迅速に国民保護のための措置を実施するためには平素から十分に訓練しておくことが重要であり、国民保護法第42条においても訓練の実施について規定されています。訓練には、図上訓練と実働訓練があり、県内では、図上訓練3回、実働訓練2回、計5回実施されてきました。

令和4年9月定例会一般質問で、ロシア、中国、北朝鮮の軍事活動が活発化してきている現状を踏まえ、様々な武力攻撃を想定した国民保護訓練を実施するべきと知事に質問したところ、県単独で実施することが難しいため、国と相談しながら実施に向けた検討をするとの答弁がありました。

あれから3年、本年8月に須坂市において、国民保護セミナー、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練が実施されました。さらには、弾道ミサイルの一部と思われる物体が県内に落下を想定する国民保護共同図上訓練が須坂市で11月に開催予定であります。

そこで、武力攻撃事態の弾道ミサイル攻撃想定訓練について、8月のセミナーの評価と、県内で初めて実施する11月の訓練に期待するところを危機管理部長にお聞きします。

国民保護共同訓練は、2022年に高知県、山口県、愛媛県で、同年、大阪府、京都府、兵庫県で、2023年に鹿児島県、熊本県で、共同開催により他県へ避難する想定で訓練が実施され、成果を上げました。国民保護訓練に限らず、他県と共同して行う訓練は有意義であると考えます。そこで、国民保護共同訓練についての御所見を危機管理部長にお聞きします。

私学振興についてお聞きします。

専修学校は、社会での即戦力となる実践的な職業教育を行い、多岐にわたる分野の専門人材を養成し、我が国の産業界への有為な人材を輩出しています。特に、本県は令和6年高校卒業

生の20%が専門学校に進学し、高等教育の一翼を担う教育機関として専門学校は有力な進学先となっています。これは全国第5位の進学率で、本県では専門学校への期待が大きく、卒業する大多数の生徒が県内就職で、県内企業に多くの人材を輩出しています。

そんな中、私立専修学校教育振興費補助金の生徒1人当たりの補助単価は1万5,000円で、近年の人工費増や物価高騰に対応できず、19年の長きにわたり据置きのままであります。ちなみに、近隣県の生徒1人当たりの補助単価は、群馬県3万1,270円、新潟県2万1,500円であります。そこで、時代の要請に応じた職業教育を展開し、地域や産業界に有為な人材を輩出している県内の私立専修学校の重要性を認識し、その教育がより充実したものとなるよう、専修学校の補助額の増額を提案しますが、知事の御所見をお聞きします。

本県の不登校生の数は、少子化により生徒数が減少しているにもかかわらず、令和5年度7,060人と過去最大であります。このような現状に対して、柔軟な教育課程を生かし、多様な生徒の受入れに力を入れている高等専修学校のセーフティーネットとしての役割は大きなものがあります。

そうした中、高等専修学校は、私立高等学校同様に授業料実質無償化の対象となるなど、高等専修学校の生徒への支援は進んでいます。一方、本県の高等専修学校に対する補助は、平成16年以降据置きとなっていた単価を国の地方財政措置により今年度引き上げ、一般補助は生徒1人当たり3,960円増の5万400円、発達障がいのある生徒への特別補助は3,800円増の4万8,800円と21年ぶりの増加がありました。しかし、私立高等学校への経常費補助金は生徒1人当たり36万7,028円と、大きな格差があります。

大阪府、佐賀県、宮崎県の約30万円の補助金を筆頭に、他県は本県より多くの補助金を支出しています。本年、知事も視察した豊野高等専修学校に伺い、関係者と懇談したときに、不登校であった生徒が通常に通えるようになった事例を紹介されるなど、教員が一人一人に寄り添って対応していることを強く感じました。しかし、平均給与で公立の教員とは格差があることから、さらに経常費補助金を増額するよう要望されました。

そこで、学びのセーフティーネットとして役割を果たす高等専修学校は、卒業生の地元定着率や専門人材の育成による地域への貢献度も高いことから、特別交付税を有効に利用して経常費補助金をさらに増額することを提案しますが、知事の御所見をお聞きします。

外国人の不動産取得問題についてであります。現在実施されている自民党総裁選でも議論されるなど、かねてより国民の関心事であります。日本では、2020年9月に施行された重要土地等調査法で指定された自衛隊の基地や原子力発電所などの重要拠点周辺1キロ圏内を除き、外国人が自由に日本の土地を売買できる状態で、世界196か国の中で、日本はほぼ制限なしで外国人が不動産購入可能と言われています。

例を挙げると、観光で人気のある北海道ニセコ町の観光施設の多くは、外国資本の企業が土地を購入し経営。沖縄の屋那霸島の51%を中国人が購入。長野県でもゴルフ場、観光施設が外国資本に買収されました。

さらには、瀬戸内海の山口笠佐島を中国人が一部取得したことが報道されました。瀬戸内海は多くの船舶が行き交う交通の要衝で、自衛隊や在日米軍の基地があり、海上自衛隊呉基地からは潜水艦や護衛艦が発着するため、笠佐島は、安全保障上も重要な島であります。このように、中国人の瀬戸内海への関心は高く、広島沖の離島でも不動産を買い求めるケースが増えていっています。もし国策で土地購入しているならば、安全保障上、脅威を感じます。

海外投資家の不動産投資額は、令和5年、5,758億円から、令和6年、9,397億円の約63%増加しました。WTOに加盟する国・地域の大多数は、住宅購入禁止や投資目的での転売禁止、課税など、外国人の不動産取得に条件を設けています。県議会でも、外国資本による森林売買等の法整備と土地の所有者や利用目的を把握する体制整備を求める意見書が、平成23年、令和3年のともに2月定例会で提出されています。

そこで、現状を鑑み、全国的に拡大している外国人による不動産取得に対して県内の現状をどう捉えているのか、建設部長に御所見をお聞きします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には4点御質問をいただきました。

まず、全国知事会長としてどのように知事をまとめて現場から日本を動かすのか、その決意を伺うという御質問でございます。

全国知事会は、多士済々の知事の皆様方が集っているわけであります。会長としての役割は、もちろん知事会を牽引していくという役割もありますが、やはり各県知事の皆様方と連携して、力もいただきながら、会全体として大きな力にしていくということが大変重要だというふうに思っております。

今回、四つの重点テーマを掲げさせていただいたところでございますが、それほかの知事にも役割を担っていただいて、方向性や思いを共有しながら取り組んでいきたいと考えております。

知事会としては、まず一つは、国等に対する政策提言はこれまで行ってきましたが、これからもより強力に行っていきたいというふうに思っています。また、私たち自らが率先して行動する。国に言うだけではなくて、自分たちで取り組めることは共通の目標を定めて取り組んでいくといったようなこと。さらに、脱炭素・地球温暖化対策本部長を私が引き受けさせていただいたときには、例えば、都道府県がつくる建築物のZEB化、ZEH化を進めましょうというような目標を共有させていただきましたので、こうした取組を進めていきたいと思ってお

ります。

また、国に対する提言、要望ということだけではなくて、今、国政は、衆議院、参議院ともに今の状況では与党が過半数を取っていないという状況でありますから、これまで以上に幅広い政党との対話に努めていきたいと思っております。また、経済に関わることのみならず、地方制度の在り方であったり、社会保障の問題であったり、幅広い問題意識を持たれた経済界の皆様方も様々いらっしゃいますから、そうした方々との共創も進めることによって全国知事会が日本の変革の原動力となれるように取り組んでいきたいと思っております。

人口減少対策を除く3点についてどう取り組んでいくのかという御質問でございます。

まず、ジェンダー平等については、これまで知事会としてはプロジェクトチームで取り組んできましたが、今回、男女共同参画本部という形で本部に格上げをして取り組んでいきたいというふうに思っております。今、女性の知事はお二人いらっしゃいますけれども、山形県の吉村知事に本部長を務めていただいて、女性の立場からもこの問題をさらに前進させていきたいというふうに思っております。

また、国と地方の役割分担の改革について、今知事会として特に問題意識を持っておりますことが、いわゆるナショナルスタンダードになっているような事務は国がやるべきではないかと。子供医療費の問題であったり、市町村行政に関わりますが給食費の問題であったり、こうしたものは、やはり国がしっかりと財政措置も含めて対応していく必要があるという問題意識を持っています。こうした点を中心に、国と地方の役割分担の在り方を幅広く問題提起していきたいと思っております。

それから、地方自治・民主主義のアップデートということを申しておりますが、公職選挙法も地方自治法も、戦後間もなくできて、数次にわたる改正がそれぞれ行われてきておりますが、例えば、選挙に関連しては、今のSNSの時代になかなか対応し切れていない部分がたくさんあるんじゃないかなというふうに思っております。

そういう観点で、この問題については、知事会において新たに有識者にも入っていただいた研究会を設置していきたいというふうに思っております。研究会での議論を基に、国に対しても具体的な形での提案を行っていきたいと思っております。

以上、人口減少も含めて四つの重点テーマを掲げさせていただいておりますが、いずれも構造的な改革が必要な重要な課題だというふうに思っております。政府、各政党におかれましても問題意識を共有していただけるようにしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、こうした点については、西沢議員はじめ県議会の皆様方にもぜひバックアップをいただければというふうに思っております。

続いて、私学振興についてでございます。

まず、専修学校の補助額の増額という御提案でございます。

本県の状況を見ますと、高等学校卒業者のおよそ5人に1人が専門課程、専門学校に進学するといったようなことで、本県において、私立の専修学校は、高等学校卒業者の多様化する進路選択肢の一つとして大きな役割を果たしていただいていると考えております。

また、人口減少、高齢化、あるいはA Iなどの技術革新が進む中で地域のニーズに即した教育を提供していただき、若者の就業機会の創出や産業界への人材供給といったような点でも貢献いただいていると受け止めております。

これまでも、こうした観点から学校法人が設置する専修学校の経常経費への補助を行ってきているところでございます。人材確保・育成が産業界のみならず地域全体にとって重要な課題となる中で、私立の専修学校に求められる役割はこれまで以上に重要になってきているというふうに考えております。こうしたことから、教育の質の確保や地域の産業界との連携強化といったような観点も含め、必要な支援の充実について検討を行っていきたいと考えております。

続きまして、高等専修学校における経常費補助金の増額についてという御質問でございます。

高等専修学校は、多様な個性、特性を持つ生徒を幅広く受け入れていただいておりまして、学びのセーフティーネットとしての役割も果たしていただいているというふうに思っております。また、地域に根差した専門人材の育成を通じて、地元への定着、地域産業の活性化に大きく貢献していただいているという状況だというふうに思っております。

国においては、御質問にもありましたように、今年度から特別交付税措置を新たに開始したという状況でありまして、本県としても、こうしたことを踏まえて、今年度当初予算において高等専修学校に対する補助単価の引上げを行わせていただいたところでございます。

今年度行った補助単価の引上げの効果をはじめとして、今の学校現場の実情を十分踏まえた上で、高等専修学校に対するさらなる支援の在り方について検討していきたいと考えております。

以上です。

[教育長武田育夫君登壇]

○教育長（武田育夫君）長野東スーパーフレックス新校（仮称）について5点質問をいただきました。順次お答えしてまいります。

新校の設置課程についてでございます。

現在、高等学校の設置課程につきましては、学校教育法第53条及び第54条において、全日制、定時制、通信制を置くことができると定められておりまして、新たな課程を県単独で設けることは法令上困難であると認識しております。

スーパーフレックス新校は、定時制課程の多部制・単位制と通信制課程を組み合わせること

で、より柔軟な学びを実現するフレックスな学校を目指しております。フレックスな学びの必要性やその在り方については、懇話会において、保護者、生徒、地域等の皆様と丁寧な話し合いを重ねていくことが必要であると認識しております。

今後、設置課程といたしましては、定時制及び通信制の枠組みとしての運用を前提とする一方、県民の皆様への説明に当たっては、新校が目指す学びの姿を、スーパーフレックス校、あるいはフレックス型といった呼称で表現することが新校の特色を発信する一つの方法であると考えており、引き続き関係者との対話を検討してまいります。

新校へのこれまでにない全日制課程の導入についてでございます。

議員御紹介の i d e a l スクール構想については、全日制でありながら弾力的に授業を選択できるなどの利点がある一方、1日8時間の授業のうち3時間目から6時間目までに設置されたコアタイムと呼ばれる授業時間帯での登校が条件づけられており、学びの柔軟性という面で検討を要する点もあるかと承知しております。

新校が目指すスーパーフレックス高校は、生徒自身が時間の使い方を主体的に設計できることを特徴としており、様々な背景を抱える生徒をはじめ、生徒一人一人の多様な生活スタイルや学習ペースに応じた柔軟な学びの環境を提供することがコンセプトとなっております。

例えば、午前部に所属する生徒が所属する部以外の授業を受講したり、通信制課程で単位を取得したりすることで卒業要件を満たし、3年間で卒業することが可能でございます。また、通信制課程にだけ所属することも可能であり、生徒の状況に応じて学びのスタイルを選択できる自由度の高さが新校の大きな特徴であると考えているところでございます。

続きまして、長野工業高校定時制への夜間部の設置についてでございます。

スーパーフレックス新校の夜間部は、様々な背景を持つ生徒の多様なニーズに柔軟に対応することを想定しております。例えば、午前部、午後部の授業、または通信制の科目を併習することで3年間での卒業を可能にするほか、生活スタイルの変化に応じて、夜間部から午前部、午後部への所属変更を可能にするなど、柔軟な学びの実現を目指し、夜間部を同一敷地内に設置することを計画しております。

議員御指摘のとおり、長野工業高校定時制は、スーパーフレックス新校に夜間部が設置された後には普通科への学科転換を予定しております。その後も、工業系の施設設備を利用して、これまで培ってきた工業の体験的、専門的な学びを普通科での科目選択の中に取り入れることで生徒のより実践的なキャリア教育につなげることを想定しております。県といたしましては、両校に夜間部を設置する中で、生徒の状況やニーズに応じて学校選択が可能となるよう取り組んでまいります。

続きまして、新校における部活動の在り方についてでございます。

議員御指摘のとおり、現在の全国高等学校体育連盟の規定では、全日制と定時制の混成課程による合同チームでの大会出場は認められておりません。そのため、本年6月に県教育委員会から、全国高等学校体育連盟に対し、再編統合が完了するまでの2年間に限り混成課程による合同チームでの全国大会を認めるよう意見要望書を提出しており、現在、全国高体連においてこの件について検討が進められているものと承知しております。高校の再編統合に伴う同様の課題は他県でも生じていると考えられることから、そうした自治体と連携しながら引き続き全国高体連に対して規定の見直しを求めてまいります。

また、新校における部活動については、例えば、午前部に所属する生徒が通信制課程を併習することで、午後の時間を部活動に充てるなど、スーパーフレックス校の特性を生かした柔軟な活動が可能となると考えております。こうした取組により、生徒一人一人の意欲的な取組を十分に支援することは、新校の特色の一つとなり得ると考えております。既存の部活動も含め、部活動が新校の魅力の一つとなるよう、懇話会を通じてその在り方について議論を深めてまいりたいと考えております。

最後に、新校の開校時期についてでございます。

現在、懇話会において、設置課程や学びのイメージを含め、再編実施基本計画の策定に向け、丁寧な議論を重ねているところでございます。フレキシブルな学びのスタイルが可能となる学校は、多様な生徒のための多様な学びの必要性や選択肢の充実という観点から、様々な方々より、できるだけ速やかに設置を求める声が寄せられていることは承知しておりますが、県としてもその必要性を強く認識しております。

開校時期については、再編実施基本計画発表時に提示できるところでございますが、今後は、長野県スクールデザインの考え方に基づき、学びと空間の一体化を図りながら、懇話会での議論をさらに深め、新校の学びをより早く実現できるよう努力してまいります。

以上でございます。

〔危機管理部長渡邊卓志君登壇〕

○危機管理部長（渡邊卓志君） 私には国民保護訓練につきまして2点質問をいただいております。

まず1点目が、8月のセミナーの評価と11月の訓練への期待についてでございます。

8月のセミナーにつきましては、県民のほか、市町村、指定地方公共機関を対象に、国民保護制度の普及啓発や、弾道ミサイルが飛来しJアラートが発出した際、迅速な避難行動や安全確保の方法を御理解いただくことを目的に、須坂市で実施いたしました。

セミナーには、須坂市ほか近隣市町村から51名の皆様に御参加いただき、参加者からは、国民保護制度や避難行動について理解が深まった。現在の国際情勢を踏まえ、訓練の有益性を実

感したといった声をいただきしております、こうしたセミナーや訓練を実施することは、自然災害と同様、有効であったと考えております。

一方で、弾道ミサイルが飛来し、Jアラートが発出された場合には、より多くの県民の皆様に避難行動を取っていただく必要があるため、さらに普及啓発の取組が必要と考えております。11月に須坂市で実施予定の国民保護訓練は、弾道ミサイルの一部が須坂市内に落下したものとの想定の下、一部住民の市外地への避難を想定した関係機関同士による訓練を行います。訓練の実施につきましては、国民保護対策本部の確実な運営、初動対応への適切な理解及び消防庁、県、須坂市、警察、自衛隊、バス協会等指定地方公共機関の関係機関同士による連携強化を期待しているところでございます。

2点目といたしまして、他県との共同の国民保護訓練についてでございますが、万が一武力攻撃事態が発生した場合には広域的な被害が想定され、単独の県だけでは対応が困難なケースも想定されます。そのため、隣接県と連携して訓練を行い、事前に協力体制を構築しておくことは有意義であると考えております。

議員御指摘のとおり、国が主導する国民保護訓練におきまして、令和6年度には愛知県から静岡県への住民避難、令和5年度には鹿児島県から熊本県への住民避難というように、広域避難を想定し避難させる手段の検討や受け入れる避難施設、避難所での生活に必要な支援などを検討する訓練が行われているところでございます。

今後、本県で訓練を行うような場合には、国や関係自治体と相談しながら、他県と共同した訓練の実施も含め、様々な観点から訓練について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔建設部長栗林一彦君登壇〕

○建設部長（栗林一彦君） 私には外国人による不動産取得について御質問をいただきました。

県内における土地取引の状況につきましては、国土利用計画法に基づく届出により、都市計画区域で5,000平米以上などの大規模な取引に関する件数を把握しております。このうち、取得者の住所が国外であるものは、直近3年間で軽井沢町と白馬村において確認されており、令和4年度が2件、令和5年度が3件、令和6年度が4件でございます。いずれも、利用目的は別荘や住宅、宿泊施設となっております。

このデータをもって県全体の現状を把握することは困難ですが、近年、観光地を中心にインバウンド需要が高まる中、外国資本による土地取引も見られ、地域経済への一定の貢献がある一方で、県土の保全やそこに住まわれる方々の生活への影響など、懸念の声があることも認識しております。

県といたしましては、県土の適正な利用と地域の安全・安心な暮らしの確保を両立させるた

め、まずは市町村や関係団体と連携して、外国人による土地取引の情報をより幅広く収集するとともに、国や他県の対応事例の把握に努めてまいります。

[53番西沢正隆君登壇]

○53番（西沢正隆君） 知事からは、全国知事会長としての意気込み等の答弁がありました。先ほども長野県における影響等の答弁があったわけでございますが、知事として、知事会長として、様々な事柄を今後実践していくということでありますので、ぜひ長野県の様々な課題に直結するような形で行動していただければと思います。

長野東スーパーフレックス新校について、いわゆる定時制ではない、フレックス制という呼び名でやつたらどうかということなのですが、これについては、通称でもいいので、ぜひフレックス制というような名前で周知していただくことを重ねて要望させていただきます。

訓練については、やはり頻繁にやっていくことがよいと思います。長野県は、この国民保護訓練は回数的には少ない形になっておりますので、ぜひ今後も各地域でやっていただくことを望みます。

外国人の不動産取得については、不動産業の方に尋ねると、やはり外国人からの問合せが非常に多いと聞いております。いつの間にか長野県の土地が外国人に買われているという現状に脅威を感じることもありますので、しっかり情報把握等をしていただければと思います。

デフリンピックについては、手話を交えてお聞きします。

デフとは、英語で「耳が聞こえない」という意味です。デフリンピックは、国際的な聞こえない、聞こえにくい人のためのオリンピックなのです。国際ろう者スポーツ委員会が主催する4年ごとに開催されるデファアスリートを対象にした国際スポーツ大会です。第1回は1924年にパリで開催されました。

東京2025デフリンピックは、100周年の記念すべき大会です。11月に日本で初めて開催することは意義深いことあります。長野県からも7人のアスリートが参加する予定です。県としてデフリンピックにどう関わり、どう支援していくのか、観光スポーツ部長にお聞きします。

[観光スポーツ部長高橋寿明君登壇]

○観光スポーツ部長（高橋寿明君） 私には県のデフリンピックへの関わりとその支援についてお尋ねをいただきました。

デフリンピックは、パラリンピックよりも歴史が古く、手話言語の理解促進や聴覚障がい者の社会的地位の向上を図るため、オリンピックやパラリンピックと同様に、4年に1度、夏季大会と冬季大会が開催されております。

日本で初めて開催されます今回の東京大会では、70以上の国・地域から、選手、役員合わせて約6,000人が参加いたしまして、耳が聞こえない、聞こえにくいアスリートたちが競い合う

デフスポーツ最大の祭典となっております。

8月に今大会の認知度向上と機運醸成のために県内の大会出場選手も加わったキャラバン隊の皆様が県庁を訪問された際には、歓迎セレモニーを行い、手話で応援の気持ちを伝えるための講座も実施いたしました。

さらに、パラスポーツの体験やPRを行うブースをイベントに出展する際には、来場した方々に対して大会のPRや出場する選手の紹介も併せて行っております。

また、デフリンピックやパラリンピック出場を目指すトップレベルのアスリートを育成するために国内外の合宿参加や大会出場などを支援するとともに、スタートの合図を光で伝える装置を県で購入いたしまして大会等でも活用して、スポーツの実施環境の整備にも努めているところであります。

今後も、デフスポーツを含めた障がい者スポーツの理解促進、選手の育成支援等によりまして障がい者スポーツの振興を図るとともに、スポーツを通じ、障がいのある人もない人も互いに尊重し、認め合う共生社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[53番西沢正隆君登壇]

○53番（西沢正隆君） 県議会の皆さん、デフリンピックの応援をよろしくお願ひいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（依田明善君） 次に、小林東一郎議員。

[45番小林東一郎君登壇]

○45番（小林東一郎君） 阿部知事におかれましては、今月3日に全国知事会長に就任されました。現場発の政策提言と都道府県の率先行動に積極的に取り組まれ、本県はもとより我が国の明るい未来を切り開いていかれますよう心から期待申し上げ、質問に入ります。

初めに、知事の県政運営について伺います。

今年度のしあわせ信州創造プラン3.0政策評価報告書が今月19日に公表されました。知事は、今後各部局が振り返りを行いながら施策にどのように取り組むかの重要な材料としておられます。主要目標40指標（細区分44指標）のうち20.4%に当たる9指標がDランク（未達成）で、女性・若者から選ばれる県づくりに関わる幾つかの指標がそこに含まれています。

自殺死亡率、県内出身学生のUターン就職率、出生数、婚姻数、県の審議会等委員に占める女性の割合、県内大学卒業生の県内就職率の6指標の目標達成に向け、今後どのように取り組されますか。具体的な方向性を知事に伺います。

また、信州未来共創戦略に示され、本年度予算化されている県土のグランドデザイン策定事業の進捗状況を新田副知事にお伺いします。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には、しあわせ信州創造プラン3.0政策評価の中で、六つの具体的な項目について今後どう取り組むのかという御質問をいただきました。

まず、このしあわせ信州創造プラン3.0の政策評価は、関係の職員が相当労力をかけて取り組んだ報告書でありますので、これをしっかりと今後に活用していくということが大変重要だというふうに思います。

特に、御質問にある出生数あるいは婚姻数は、単独の部局だけで出生数、婚姻数の減少に歯止めをかけることはなかなか難しいというふうに思いますので、部局横断的に目標、方向感を共有して取り組むということが大変重要だというふうに思っております。

部局長会議や政策会議等で、まずはこうした出生数、婚姻数が今の本県にとって極めて重要な指標だということをしっかりと共有しながら、それぞれの部局で関連する取組を進めてもらえるように私のほうから指示をしていきたいというふうに思います。

県内出身学生のUターン就職率、それから県内大学卒業生の県内就職率、これらについては、やはり多くの皆さんとお話をさせていただく中で、高校までの段階で、県内企業や長野県のことを子供たち、学生たちにもっと知ってもらうことが重要ではないかという意見をかなりいたしております。

教育委員会の皆様方にも御協力をいただく中で、学生、高校あるいは小中学校と地域とのつながりをもっともっと深めていくということが必要だというふうに思いますし、また、今でもインターンシップへの支援等を行っているわけでありますけれども、こうした取組にもさらに力を入れていかなければいけないというふうに思います。

この点は、県内企業、あるいは様々な事業分野の皆様方の最重点の関心事項でありますので、経済界あるいは医療・福祉、農業・林業、こうした分野も含めて、多くの皆様方のお力も借りながら問題意識を共有して取り組んでいきたいと思っております。

また、自殺死亡率については、全体の自殺死亡率が大きく減少するというところまではなかなかつながっていないところでございますが、令和6年につきましては、二十歳未満については前年に比べて大幅に減少させることができたという状況であります。このことについては、危機対応チームも設置して具体的な取組を進めてきているわけでありますが、引き続きあらゆる年代の皆様方も含めて、この自殺死亡率が低下するように取り組んでいきたいと思っております。様々な相談窓口等があるわけでありますが、本当に必要な人が必要な相談にしっかりとつながるようにしていくことが重要だというふうに思っております。

それから、県の審議会等委員に占める女性の割合についてでございますが、これは、他の指標と違って、我々が意識をすればかなり実現できる分野だというふうに思っております。40%

を一時超えていたわけでありますけれども、この審議会以外のいろいろな懇談会等も含めて考えると、今の状況は4割を切ってしまっているという状況であります。

これは、我々の目標を40%から60%としているので、各部局が委員を選任するときに最低の4割を目安に頑張ろうということになっているのではないかと思っています。むしろこれは、5割、6割を目指して、結果的に4割から6割の範囲に収まるという形にしていかなければいけませんので、そうした問題意識を各部局ともしっかりと共有して取り組んでいきたいと思っております。

いずれにしても、来年度の予算編成に向けては、この政策評価報告書をしっかりと各部局でも念頭に置いていただき、特に、総合的に取り組まなければいけない指標については、各部局がともすると自分のテーマではないと思ってしまいかねないところもあるので、そこは私のほうで責任を持って注意喚起しながら取り組んでいきたいと思っております。

私に対する質問は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君） 私には県土のグランドデザイン策定の進捗状況についてお尋ねをいただきました。

県土のグランドデザインは、昨年12月に策定された信州未来共創戦略の取組として掲げられ、今年度から作業を開始したところでございます。

しあわせ信州創造プラン3.0では将来人口を分析していますが、地域によっては、人口減少に伴い水道や道路などのインフラや生活に必要な各種サービスの維持が困難になることが予想されます。こうした状況は地域によって差が出るため、より丁寧なデータ分析を行った上で関係者に提示することにより、将来のリスクや課題を県民と共有、把握することが重要であると考えています。

現在、課題の可視化や将来予想を行うため、例えば交通インフラなど50項目程度のデータ収集を進めており、各部局が保有する地図データを府内の一つのシステムに集約し、各部局で共有できるようにしたところでございます。また、人口減少下における地域の実情や課題認識を把握するため、各部局及び現地機関が実施する関係者との意見交換の計画を取りまとめ、意見交換を開始したところでございます。今後は、意見交換の結果を踏まえ、客観的なデータを活用して、持続可能で安心して暮らせる長野県の将来像を県民視点で描けるよう、取組を進めてまいります所存でございます。

以上です。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君） しあわせ信州創造プラン3.0の主要目標である出生数、婚姻数、県内

出身学生のUターン就職率、県内大学卒業生の県内就職率、県の審議会等委員に占める女性の割合については、女性・若者から選ばれる県づくりプロジェクトとしても取り組まれているものと思いますが、信州未来共創戦略との関係はどのようになっていますか。

戦略に位置づけられている「私のアクション！」をはじめとする県民会議での多様な意見は総合計画審議会に提示されておらず、連携が図られているとは言えない状況にあると聞きます。また、運営会議の事務局も、どこへ向かっていけばいいのか手探りの状況にあるようです。昨年度多大なエネルギーを投入して戦略がつくられましたが、創造プランと戦略の方向性をどのように一致させ、前へ進めるお考えですか。

県民1人当たりの家計可処分所得については物価高に追いつく賃金上昇の実現が欠かせませんが、2年連続で高水準の賃上げがあったものの、トランプ関税の影響もあり、厳しい状況です。加えて、円安傾向が続き、物価高に歯止めがかかるとも思えません。

一方で、いわゆる壁を打ち破ることでパート労働者の労働時間を延伸させる働きたい改革が提唱され、人手不足を改善する一助と目されています。とはいいうものの、安い賃金でもっと働いてということで、雇用の安全弁であることに変わりはありません。

働く条件が悪いにもかかわらず、なぜ4割近い人々が非正規で働いているのでしょうか。あらゆる調査結果から、時間のためであることは明白です。ちなみに、ドイツでは非正規パートは存在せず、全て時短正社員。働く人による時間の選択権が制度として整備されています。我が国でも、パートを全廃し、時短正社員化を実現した企業が出てきており、仕事に対するモチベーションが上がり企業業績も向上、離職率も一気に下がったといいます。

石破首相も、昨年11月の施政方針演説で、時間に余裕を持ちながら正社員としての待遇を得る時短正社員という働き方を今後大いに活用すべきと述べていましたが、このような方向が可処分所得を押し上げる方策になるのではありませんか。見解を伺います。

あわせて、今回の補正予算案に盛り込まれている賃上げ環境整備支援事業の活用見込みは、県内中小企業の1%にも満たない466社にとどまるのですが、これではセーフティーネットにはなり得ません。生産性向上のための設備投資を行いたくても行えない企業向けの賃上げに対応する無利子融資制度こそ望まれているのではありませんか。

行政計画の円滑な推進のためにP D C Aサイクルを回すことの大切さが説かれ、目標達成のためには不可欠ともされているものです。この観点で本県の状況を見れば、Plan（計画）には渾身の力が注がれ、Check（評価）についてもそれなりの力が込められているのに対し、肝心のDo（実行）及びAction（改善）は影が薄いと言わざるを得ません。3.0に掲げた少子化・人口減少対策においても、DやAにこそ注力し、目標達成を図るべきで、リーダーシップの発揮が欠かせませんが、いかに取り組れますか。以上を知事に伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） まず、しあわせ信州創造プラン3.0の主要目標と信州未来共創戦略との関係はどうなっているのか、また、この方向性をどう一致させて進めていくのかという御質問でございます。

しあわせ信州創造プラン、これは県議会の御議決もいただいた県政運営の最上位の計画であることは申し上げるまでもないわけであります。県行政としては、このしあわせ信州創造プラン3.0に掲げた目標の達成に向けて全力で取り組んでいくことが必要だというふうに考えております。

一方で、この人口減少社会に向き合っていこうということで、多くの関係者の皆様方と共に県民会議を組織して、そこで信州未来共創戦略の策定がされたわけであります。

我々のしあわせ信州創造プラン3.0は、目標という形で、かなり具体的で、ある意味解像度の高い目標を掲げているところでありますが、この共創戦略については、「2050年にありたい姿」というものを掲げて、そこに向けて「2030年に目指す旗」を掲げているところでございます。

そもそも、目標年次の取り方や位置づけ、解像度、こうしたものは必ずしも同じではないというふうに思いますが、ただ、我々は県民会議のメンバーでもありますし、特に、この人口問題については、やはり我々県が果たすべき役割は非常に大きいわけでありますので、この共創戦略のありたい姿、目指す旗をつくるに当たって、県の立場としてはしあわせ信州創造プランの目標値も念頭に置いて策定しているところでございます。全く同じ目標を掲げているわけではありませんけれども、方向感は同じだというふうに考えております。

御質問の中でも、もう少し相互にしっかりと連携させるべきではないかという御指摘をいただきました。双方関連するわけでありますので、一つは、やはり県として掲げているしあわせ信州創造プラン3.0の目標も、必要に応じて県民会議の皆様方と共有していくということが必要だというふうに思います。また一方で、共創戦略の中長期的な方向性は我々県組織としては意識しておりますけれども、場合によっては、総合計画審議会の皆様をはじめ、関係する皆様方ともしっかりと共有して、方向感とか取組の具体策がずれることがないように取り組んでいきたいと思っております。

続いて、短時間正社員制度が可処分所得を押し上げると考えるがどう思うかという御質問でございます。

短時間正社員制度については、これは、御質問にもありましたように、非常にメリットがある制度だというふうに思います。長期的なキャリア形成、あるいは所得の向上、こうしたものにつながるものだというふうに思っておりますし、また、企業からお話を伺っても、やはり、

人材の定着率が上がる、社員のやる気が向上する、こうしたポジティブな御意見を伺っているところでございます。

そのため、労働者の正社員化を進めることは、所得向上、あるいは人材不足への対応という観点から重要なことだというふうに思っております。県としても、職場いきいきアドバンスカンパニー認証制度におきまして、正社員転換制度導入による女性の正社員転換実績などを認証項目としているところでありますし、また、国においても、正社員化などに取り組む企業向けの助成金で正規雇用への転換を支援しております。

こうした短時間正社員制度がより広がるように我々も工夫していかなければいけないというふうに思います。公務職場でもそうしたことのできないかということをしっかりと研究していくかなければいけないと思いますし、インフレ下にあっては、賃金上昇や可処分所得の向上は非常に重要なことでありますので、こうした観点も含めて検討していきたいと思います。

続いて、賃上げ環境整備支援事業について、対象者数が少ないのではないか、また、セーフティーネットとは言えないのではないか、無利子融資が望まれているのではないかという御質問でございます。

この賃上げ環境整備支援事業は、セーフティーネットというよりも、どちらかというと持続可能な賃上げということで、次のステージも視野に入れながら生産性向上に資する取組をされる企業、設備投資や人材育成に積極的に取り組まれる中小事業者を支援しようというものでございます。我々長野県としては、もとより、やはり企業の生産性を向上していくことが持続可能な賃上げのために極めて重要だというふうに思っておりますので、そこに力点を置いて支援をしていきたいと思います。また、価格転嫁を行えるような環境整備や個別具体的な企業に対する支援などにより一層力を入れていきたいと考えております。この賃上げ環境整備支援事業は、できるだけ多くの企業に有効に御活用いただけるように周知していきたいというふうに考えております。

無利子融資ということですが、非常に短期的、危機的な経済状況のときはこうした取組も検討していくことが必要だというふうに思いますが、今の局面は、今年だけインフレで、来年以降はデフレとか経済成長がないという時代ではなく、持続可能な形で経済成長が行われ、かつ賃金上昇も行われ、企業活動も活発になっていくということを支援しなければいけないというふうに考えております。

そういう意味では、これからは県の財政運営においても、ほとんど金利がない時代ということではなくて、やはり金利がある時代ということを念頭に置いて財政運営をしていかなければいけないというふうに考えております。短期的な資金繰り支援というよりも、むしろ、先ほど来申し上げているように、中小事業者の皆様方の抜本的な経営基盤を強化していくということ

が今の局面では極めて重要だというふうに思っております。今後ともそうした観点をしっかりと念頭に置きながら様々な支援策を検討していきたいと思います。

続いて、P D C Aを回すという観点で、県としてはDとAが弱いのではないかという御指摘でございます。この御指摘は私も謙虚に受け止めなければいけないと思いますし、こうした御指摘を踏まえて具体的に改善していかなければいけないというふうに思います。

先ほども少し御答弁申し上げましたが、例えば、出生数を向上させるといったようなアクション、これは、一つ一つの施策だけでは実現できません。総合的な施策をお互いどう連携させながら結果に結びつけていくかという視点が県全体でも必要ありますし、それぞれの施策を具体化して取り組む、各部局にもぜひそうした視点を共有していかなければいけない。これは、まさに私の責任分野だというふうに思っておりますので、その点を意識しながら、この「D o」のところがしっかりと進められるようにしていきたいというふうに思います。

それから、Aの改善、評価を受けてさらにどうするかという部分については、先ほど申し上げましたように、せっかく政策評価で何ができるか何が不十分かということが具体的な形で明らかになっているわけでありますので、まず、評価の結果をしっかりと我々が受け止めて、そこから次のアクションとして何を導き出すのかということを真剣に考えていくことが必要だと思います。

このDの話もAの話も、プランを策定して神棚に飾っておくことではいけないと。評価をして、それを評価結果としてただ置いておくことではいけないというふうに私としては思っております。こうした思いは、多くの職員の皆さんも共有していただいていると思いますが、さらに徹底していきたいというふうに思います。

以上でございます。

[45番小林東一郎君登壇]

○45番（小林東一郎君）中小企業への無利子融資につきましては、金利のある時代になっていくと。それから、こういったものは突発的な事態に対応するものというような答弁を今いただいたわけでありますけれども、今や長野県の最低賃金も1,000円を超えたわけであります。これに対応できるかどうかというところが、特に零細企業は非常に厳しい対応を迫られている。この突発的な事態にしっかりと対応して、無利子融資でしばらくつなぐ。その間にサプライチェーンを確立することによって価格転嫁を可能としていく。そういう仕組みがしっかりと回っていかなければ、なかなか中小企業は厳しいと思うのですが、もう一度知事の見解を伺います。

また、政策評価につきましては、これはP D C Aサイクルを回すということもそうであります。実はこのしあわせ信州創造プラン3.0の主要目標を決めるときに、知事が、例えば出生数、婚姻数、これは高めにしておかなければ変化が生じないということで高めに設定されたの

です。そこをよくお考えいただかないと計画倒れに終わってしまう可能性が高い。その辺を知事はどういうお考えになっておられるのか、再度お聞きいたします。

次に、義務教育改革について伺います。

教育は、人生前半の社会保障であると言われています。学校教育からの排除は、その後の人生で不利を被ることになるからです。それゆえ、現行教育振興基本計画の政策の柱に、「一人ひとりが主体的に学び他者と協働する学校をつくる」「一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境をつくる」が掲げられていると思います。

今月17日に開催された総合教育会議において、異質な存在を包み込むことで学びが深まる可能性が取り上げられ、インクルーシブな教育を進めるための議論がありました。県教育委員会が進めようとしている義務教育改革の方向を具体的にお示しいただきます。多様性を包み込む学びの環境をいかにつくっていかれようとしているのでしょうか。

これまでの教育施策では、課題や困難が生じたときに対症療法的に教員の加配がされてきましたが、こうした方策をどのように転換されようとしているのでしょうか。今の教室の中には、認知の特性も、関心も、育ってきた家庭環境も異なる子供が存在します。それにどのように向き合うか。それこそが改革の本筋です。既存の授業スタイルで効果を出そうとするなら、子供はこのように育つのが望ましいと教員が一方的な期待をし、理想とすることは避けられません。これまでの画一的な教育を進める上で、教員のマインドとしての目指す子供像があったはずです。しかし、教室内の異質な存在により学びが深まる可能性を追求しようとするなら、学校の在り方や教員の考え方を一新する必要があります。いかにして一人一人の教員の理解につなげていくお考えですか。

今回の総合教育会議での教育委員の発言は、それぞれの見識に基づく示唆に富むものであったと思います。しかし、教育現場をどのように変えていくかの視点が十分とは言えないように感じます。教育委員に現場で何が課題になっているのかを把握していただくために、子どもの学びをトコトン支える県民の会や信州学び円卓会議ともつくフォーラムに参加していただくべきではありませんか。以上を教育長に伺います。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 私には3度目の質問ということで2点御質問を頂戴しました。

一つは無利子融資の話ですが、先ほど御答弁申し上げたとおり、デフレ経済でまず当面何とかしのければと。本当に今だけが危機ということであれば、こうした無利子融資というような手法も有効だというふうに思いますが、先ほどから申し上げているように、これから毎年のように賃上げがある。今年は何とか切り抜けて来年はそのままということでは企業自体も困ると思いますし、何よりもそこで働いている皆様方にとって大変困難な状況になってしま

うというふうに思います。

そういうことを考えれば、これから未来に向けては、金利がある世界で、我々長野県、そして各事業者に何とか乗り越えていただくということが必要になってくるわけでありますので、我々がやらなければいけないことは、やはり生産性の向上、人材の確保支援、こうしたところに最大限の力を注いでいくことが最も望ましいというふうに思っております。

続いて、出生率等の計画の高めの目標は知事が掲げたのではないか、どう考えているのかという御質問であります。

まさにそのとおりで、重要なテーマでありますので、例えば出生数であれば、県民の皆様方の希望をかなえるということを前提にしているわけであります。結婚を望む方が結婚できるような環境をつくり、そして子供を産み育てたい方が希望する子供の数を産み育てることができる、こうしたことを念頭に置きながら計画策定時には高めの目標を設定したわけであります。

ただ、先ほど来の御質問にもあるように、残念ながら今の結果はそれとは程遠い状況になっているということを我々は真剣に受け止めなければいけないというふうに思っています。いま一度、こうしたDという低い評価になっている指標、あるいは我々県全体で重点を置いて取り組むべき指標については、改めてしっかりと原因分析をした上で次なる施策につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君） 義務教育改革について4点の御質問をいただきました。

まず、県教育委員会が進めようとしている義務教育改革の方向性についてでございます。

昨年7月、知事と私で「日本の学びの「新しい当たり前」を信州から創る」という共同メッセージを発出し、県教育委員会としても義務教育改革に取り組んでいるところでございます。義務教育改革の具体的な方向性は、これまでの一斉一律の教育から、一人一人の個性や違いが尊重され、その子らしい学びが実現するよう改革を推進することでございます。

多様性を包み込む学びの環境をいかにつくっていくかという御質問でございますが、現在、学校には外国籍や外国由来の子供、また特性の強い子供等、様々な背景を持つ子供が学んでいることから、その多様性を包み込むための学びの環境をつくることは大変重要であると認識しております。そのため、ウェルビーイング実践校T O C O - T O N（トコトン）でその在り方を具体的に示すことで、より多くの学校において取組が進むよう支援をしてまいります。加えて、多様な子供たちが共に学ぶ学習集団の少人数化や、より効果的な教員の加配、さらには外国籍児童生徒の支援などについても幅広く検討してまいります。

続きまして、教員の加配についてでございます。

議員御指摘のとおり、これまで、学校において課題や困難が生じた際、それに対応する形で教員の加配を行ってまいりました。しかしながら、今後は課題の根本的な解決につながる対応策が必要と考えていることから、例えば、不登校支援加配については、子供たちが毎日来なくなるような学校づくりを行うため、仕組み改革に取り組もうとする学校に加配を行うことを考えております。

他の加配についても段階的に見直し、対症療法的な加配ではなく、課題等の根本解決のための加配を行い、これまでの平準的な施策の転換を図っていくことで、多様な児童生徒を包み込むインクルーシブな教育の実現に向けて取り組んでまいります。

続きまして、学校改革に対する教員の意識改革及び理解促進についてのお尋ねでございます。

現在の教室には、価値観、文化的背景、学びのスタイルなどが異なる子供たちが共に学んでいる状況です。こうした多様な子供たちを一つの枠の中に収めようとすると一斉一律の指導になりますが、むしろ様々な違いにこそ意味があり、子供たちは違うことで学びを深めていくものと考えております。

議員御指摘のとおり、一人一人の違いが生きる教室を実現するためには、これまでの学校の在り方、そして教員一人一人の教育観を転換する必要があると考えております。私の現場での経験から、教員は子供の姿から学ぶことにより、自らの教育観を変えていくものであると感じております。その意味でも、ウェルビーイング実践校T O C O – T O N（トコトン）での具体的な取組を通して、教員が実践から学び、理解を深めていくことが重要であると考えております。

加えて、より深く子供を理解するためには、教員の確かな見識が養われる研修が必要であると考えております。教員が挑戦や創意工夫を行うためには、心身ともにゆとりを持ち、子供と向き合うことが必要で、教員の働き方改革にも積極的に取り組み、教員の意識改革と理解促進に取り組んでまいる所存でございます。

続きまして、教育委員の各種会議への参加についてでございます。

現在の教育委員は、学識経験者、民間企業経営者、教育実践者など様々なバックグラウンドを持つ方々で構成されており、こうした専門性や経験を教育行政の推進に生かしていただいているところでございます。また、視察や会議等の場を通じて現場の声に触れ、幅広い意見を受け止めることは、教育現場が抱える課題を多角的に捉え、より実効性のある施策の推進につながるものと認識しております。

これまで、現場の取組や課題を把握するため、市町村教育委員会との懇談の場への出席やウェルビーイング実践校T O C O – T O N（トコトン）への視察など、現場の実情等の把握に努めていただいているところでございますが、今後は、こうした視察に加え、議員から御提案

のあった様々な議論の場に教育委員も参加し、対話を深めることで、教育現場の実情をさらに深く知ってもらい、子供たち一人一人の学びがより充実したものになるよう教育委員と共に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔45番小林東一郎君登壇〕

○45番（小林東一郎君） 総合教育会議の資料に、多様性を包み込む学びの環境を整えるには、分離する教育から共に学ぶ教育へ、対症療法的な教員配置から根本解決のための教員配置へが示されています。

先ほど、教育長からさらなる少人数学級への転換について答弁がありましたが、本年度、国基準を下回る学級編制基準の弾力的運用により30人以下学級としている都道府県・指定都市は、小1で19、小2で16を数えるまでになっています。一方で、知事は、さらなる少人数学級の推進にはエビデンスが必要と述べておられるのですが、教育成果については長期間の検証が欠かせないにもかかわらず、国はそのような検証を行ってきませんでした。

かつて中野立志館高校の卒業式で、校長が、総合学科で学んだ成果が現れるのは30歳になったときの皆さんの生き方においてではないかと語っていたように、学力テストの得点のような一時的な数値がそれに当たるとは思えません。むしろ、北欧諸国等の教育先進国が20人規模としていることや、現在我が国の公教育が限界に差しかかっていると教育関係者が感じていること、教員の負担軽減に取り組まなければ教員確保もおぼつかないといった現実があることこそその証左ではありませんか。見解を伺います。

知事は、学習指導要領の自由度を高め、弾力的な運用がされてしかるべきとしばしば言及されておられます。その一方で、スタンダードがなければ教えられないとする教員が多数存在するのが現実です。業務に追われ、とにかく余計なことに時間をかけたくない。ハプニングやトラブルは最小限にしたいというのが本音でしょう。予定調和ではない面白さ、新鮮な驚きに包まれる心地よさ、想定とは異なる姿への感動を教員が楽しめる場に学校が変わっていくことこそ学習指導要領の自由度を高めることになるのではありませんか。

また、教員が最も手間をかけ頭を悩ませているのが保護者との向き合い方であることを考えれば、学校の困り事の学校外への外部化を図るべきで、そのためには市町村長との協働が欠かせません。市町村長と向き合う意志をお持ちですか。

ここまでお聞きしてきました義務教育改革のほかにも、特色ある県立高校づくり、特別支援学校の再構築といった教育課題がめじろ押しになっています。着実な前進のためには、教育委員会内への十分な人材配置と予算の投入が欠かせませんが、いかに取り組まれますか。以上を知事に伺います。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君） 教育に関する3点御質問をいただきました。

まず、少人数学級の推進についてエビデンスが必要だと言っているけれども、既にその証明はされているのではないかという御質問でございます。

このエビデンスが必要というのは、決して少人数学級を進める上でネガティブな意味で使ったわけではありません。御指摘にありましたように、例えば多様な子供が学校で楽しく学べるようにするため、あるいは保護者への対応も含めて教員の皆様方の仕事が多様化している中で、より望ましい学校環境をつくっていく上で、少人数学級というのは一つの有効な方策だというふうに私も思っております。

ただ、総合教育会議で私が発言した趣旨、この義務教育の部分については、やはり日本全体で、知事会としてのナショナルスタンダードみたいなところを都道府県、市町村が一生懸命頑張って充実させているという日本の現状はおかしいのではないかというふうに思っています。本当に少人数学級が望ましいのであれば、やはり国レベルでしっかりとした議論が行われて実現されていくことこそ国民の願いだというふうに思っております。

我々から国に対して訴えていく上で、やはりしっかりと根拠を示していくことが必要ではないかという観点で発言したものでありますと、より具体的、詳細なものがなければ県としてこの少人数学級を進める考えがないといった思いでは全くないということを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、学習指導要領の自由度を高めるためには、何よりも先生、教員の皆さんのが主体的に活動できるようにしていくことが重要ではないかという御指摘でございます。

これは、私も全くそう思っております。教育委員会の皆様方に中心になっていただいて教員がやらなくてもいい仕事は何なのかという議論をしてもらっていますし、まさに本来教員の皆様方が向き合わなければいけないことにしっかりと向き合っていただく時間をつくり出していく、教員の皆様方が、子供たちのためにという本来の問題意識を学校現場で実現できるようにしていくことが、我々教育行政に関わる人間として、今の局面では非常に重要なふうに思っております。

私が学習指導要領をなくしてしまってもいいのではないかという問題提起をさせていただいているのは、やはり学校現場や教員、保護者の皆さんができる教育が望ましいのかということをしっかりと議論できる風土が必要だという思いで申し上げております。そのことが、まさに御指摘の教員の皆様方が本来やるべきことにしっかりと集中できるような環境をつくるということと同じだと思いますので、そうした環境づくりにこれからも教育委員会と連携して取り組んでいきたいと思います。

それから、市町村長との協働については、まさに義務教育学校は市町村立学校であります。そういう意味では、市町村長の皆様方と問題意識を共有して、そして、市町村の教育委員会の皆さんとも一緒になって、学校現場の皆様方とも思いを共有して進めていくことが大変重要だと思います。特に、私の役割は、行政の責任者である市町村長の皆様方と課題感、方向感を共有することだと思いますので、今後とも、県と市町村の協議の場等も活用しながら、この教育問題についても方向感を共有できるように努めていきたいと思っております。

最後に、教育委員会の十分な人材配置と予算の投入という御質問でございます。

今、本格的な高校再編を迎えようとする中で、教育分野に対しては、まず予算についてこれまで以上に投入していかなければいけないというふうに思います。これは、やむを得ざる投入ということだけではなくて、学びの県づくりを進めよう、長野県から学びの「新しい当たり前」を創っていこうと。これは、教育長と一緒にそうした方針を掲げている知事の立場として、やはりこの予算の充実は非常に重要なというふうに思っております。ぜひ学校現場の要望もしっかりと踏まえて、その要望が具体化できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、人材については、これは県全体にも共有する課題でありますが、やはり限られた人材であります。できるだけめり張りをつけて、真に必要なところにしっかりと配置ができるようにしていきたいというふうに思います。

職員数の在り方であったり、今、かえるプロジェクトでも業務の多忙感を解消するということはなかなか大きな課題であり続けているわけでありますので、そうしたことも並行して行いながら、この教育分野のさらなる進展のために必要な人材配置について、教育委員会の人事権は教育委員会でございますので、教育委員会とも十分に相談しながら対応していきたいと考えております。

以上です。

[45番小林東一郎君登壇]

○45番（小林東一郎君） 少人数学級編制がナショナルスタンダードになるように、これは国にしっかりと求めていかなければならないということを今知事はおっしゃいましたが、全国知事会長という立場におられます。2年間でぜひ成果を出していただきたいと思います。

また、今御答弁いただいたように、知事が考えている教育改革の方向と教育委員会が目指す方向は一致しているように思います。昨年6月定例会での私への答弁で、知事は、必要な予算案をつくり教育委員会と一緒にして知事として取組を進めていきたいとされました。次になすべきは、やはり私はリーダーシップの発揮だと思うんです。知事はこういうことをやりたいのだときちんと表明をしていただきたい。具体的にどのようなアクションを起こしていかれる

のでしょうか。再度お聞きいたします。

次に、今月9日に条例骨子素案（たたき台）が示された長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）について知事に伺います。

今議会の議案説明で、知事は、インターネット上の誹謗中傷をはじめ、差別やいじめ、虐待など人権を侵害する行為が後を絶たないことから、多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現が強く求められているとし、条例の検討を進めているとされました。

一方で、有効な被害者救済の措置については誹謗中傷と表現の自由との線引きが難しいことから、専門性の高い機関による対応が望ましいとされています。人権尊重の理念や重要性を県民と共有し、人権がより尊重される社会の実現に寄与することを目的とする人権全般を包括する条例との制定趣旨ならば、表現の自由との線引きを明確にするために人権侵害や差別の定義を明らかにするべきですが、どのようにお考えですか。

人権政策審議会資料によれば、包括的な人権条例を制定している20府県の条例の中でフルスペックと考えられるのが、三重県の条例です。三重県条例には、相談から紛争解決に至る対応が整理され、人権侵害に悩む県民に寄り添う道筋に沿って県行政が果たすべき責務が具現化されており、加えて、同県職員が高い意欲で対応に当たっている様子を先日調査に赴いて確認してまいりました。同条例に倣い、相談体制の充実と、不当な差別についての第三者委員会の設置によって、助言、説示、あっせん等の対応も盛り込むことで、現状の問題に有効的に対応する条例にすべきです。加えて、そのための予算確保や人材の育成にも努めていくべきですが、見解を伺います。

条例骨子素案を来月の審議会で審議し、その後、パブリックコメントを行って、年内に答申をまとめるとの予定が示されていますが、人権侵害を受けている人をどのように包み込んで対応していくのか、その辺の問題はまだまだ議論が必要だと思います。あるいは、人権侵害を行っている人たちにどのようにアプローチをしていくのか、そのことも非常に重要なと思います。急がずにしっかりと議論をしていただきたい。このことをお願いしたいのですが、知事、いかにお考えですか。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 予算、人事は、私として責任を持って取り組まなければいけない分野であります。一方、教育委員会は独立した執行機関でありますので、ほかの部局と同じように、私が個別具体的なところまで差配をするというシステムにはなっていません。

ただ、先ほど来申し上げているように、教育分野は非常に重要でありますので、例えば予算査定を待って意見交換するのではなく、もっと早い段階から教育委員会の意向をしっかりと受け止めさせていただいて、それに対して対策、対応をしていくといったような形で、具体的な形

で教育委員会の関係を改善していきたいというふうに思っておりますし、既に早めに来年度予算に向けての議論を始めさせていただいているところでございます。御指摘はしっかりと受け止めさせていただきますが、既にそうした工夫を始めているということをぜひ御理解いただければというふうに思っております。

それから、人権尊重の社会づくり条例（仮称）に関して3点御質問をいただきました。

まず、人権侵害や差別の定義を明らかにすべきと考えるがいかがかという御質問でございます。

現在は、長野県人権政策推進基本方針においていろいろな取組を進めています。「人権は、人間として当たり前に持っている固有の権利であり、個人が社会において幸福な生活を営むために必要なものです。また、差別、虐待、いじめなどにより、人間の尊厳や個人の尊重を侵されないことです」というふうに定義しております。こうした考え方で人権施策を進めております。

今回、条例の検討に当たりましては、どのような行為が人権侵害や差別となるのか、県民に十分御理解いただける形にしていくことが重要だというふうに思っています。こうしたことから、骨子素案におきましては、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、アウティング、誹謗中傷など行つてはならない人権侵害行為の類型を具体的に分かりやすく例示させていただいております。引き続き、より具体的な形で分かりやすく県民の皆様方に伝わるよう検討を進めていきたいと考えております。

続いて、第三者委員会の設置によって、助言、説示、あっせん等の対応も盛り込んで有効な条例にすべきであり、そのための予算、人材育成にも努めるべきだという御質問でございます。

人権政策審議会で御検討いただいているわけでありますが、実効性を高めるために相談体制を充実させ、相談者に寄り添うことが必要という御意見をいただいております。私としても、この人権相談体制を充実していくことは大変重要だというふうに思っております。法律専門家の関与、相談窓口間の連携、相談員のスキルアップ、こうしたことにはまずしっかりと取り組んでいかなければいけないと思っております。

御指摘の第三者委員会の設置による助言、説示、あっせん等につきましては、県があっせん等を行っても人権侵害の行為者が応じなければ手続を進めることができなくて、最終的な解決につながらないのではないかということも危惧されておりまし、審議会においても、あっせん等を行うことで相談者をさらに疲弊させてしまう。要は、なかなか解決しないで時間がかかり過ぎてしまうといったようなことを御心配される御意見もいただいております。こうしたことから、助言、説示、あっせん等の規定を置くことについては慎重に考えているところでありますが、引き続き審議会での御議論を踏まえて判断していきたいと考えております。

そして、最後に、骨子素案の審議には時間をかけるべきと考えるがどうかという御質問でございます。

これまでの検討に当たりましては、多くの団体から御意見をいただき、また、私自身も、弁護士会あるいは法務局といった専門機関からも御意見を伺っております。今回、骨子素案（たたき台）を提示した審議会の後にも、さきに御意見を伺った団体と市町村から改めて御意見を伺っている状況でありまして、丁寧な策定作業を進めてきているところでございます。

また、検討に当たっては、他県の条例の規定やその制定経緯等について職員にかなり頑張って調査分析を行ってもらっています。こうした結果を資料としてお示しし、審議会での御議論に供しているところでございます。

あっせん等の実施について、先ほどの答弁に関連して、より詳細な判断材料を求める御意見等もございますので、さらにそうした点については資料をお示しして御意見をいただくよう今準備をしているところでございます。

また、憲法学の専門家にも加わっていただき、それぞれ専門的な立場から慎重かつ活発な議論をいただいているところでございまして、これまでの議論の中で論点が絞られてきているものというふうに考えております。

引き続きこうした論点を中心に御議論をお願いし、既にスケジュールをお示しさせていただいておりますので、特に御異論がなければお示ししたスケジュールに沿って進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

[45番小林東一郎君登壇]

○45番（小林東一郎君）三重県においても、第三者委員会まで持ち込まれた件数は非常に僅かです。2年間で1,000件近い相談が寄せられていますが、その中の2件ということあります。その辺のところもしっかりと条例の様子を見極めながら慎重な議論をお願いして、私の質問といたします。

○議長（依田明善君）この際、午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後1時10分開議

○副議長（中川博司君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

小池清議員。

[51番小池清君登壇]

○51番（小池清君）自由民主党県議団、小池清です。よろしくお願ひいたします。それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、全国知事会長に就任された阿部知事に伺います。

このたび、阿部知事は、全国知事会長に長野県として初めて選出されました。おめでとうございます。御活躍を期待申し上げます。

阿部知事は、就任挨拶で、「現場から、日本を動かす。」とのスローガンを発表されました。人口減少など時代の転換点を迎える中、行政システムの改革などが求められているとし、住民不安や課題を熟知する知事が力を合わせ、日本を動かす原動力になると述べられました。

会長として取り組むテーマを四つ挙げられておりますが、人口減少への対応、ジェンダー平等の推進、国と地方の役割分担の改革、地方自治と民主主義のアップデートを挙げられております。近年の知事会で主要なテーマとなっております東京一極集中の是正は、知事会の共通の課題であり、力を合わせて取り組みたい、このようにされておるところであります。

そこで、私からも知事に伺いたいと思います。

他の議員からも質問がありましたので、私からは、阿部知事は本定例会の提案説明の中で、私にとって現場とはほかならぬ長野県であると話されました。長野県初の全国知事会長となりますが、そのことが長野県にとりましてどのような影響と効果があるのか、知事の所見を伺いたいと思います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）全国知事会長に就任することが長野県にどう影響を与えるかという御質問を頂戴いたしました。

今回、会長就任時に、御質問をいただきましたように四つの重点テーマを掲げさせていただきました。そのいずれも、私が長野県の知事として問題意識を感じながら取り組んできたテーマであります。

今回、私は知事会長になることを通じて、こうしたテーマを知事会全体の重点テーマということで位置づけさせていただくことにより、他の都道府県知事とも連携して取り組むことが可能となります。日本を動かす、あるいは政府を動かしていく、こうした意味では、大変責任が重いと同時に、多くの皆様方、知事の皆さんと力を合わせることによって大きな力を発揮することができるというふうに考えています。

また、知事会長という職務は、総理大臣をはじめ関係大臣に対して、直接お会いして問題提起をする機会が格段に増えてまいります。国と地方の協議の場等を通じて、私が知事として感じている問題点、あるいは地方としての課題をしっかりと伝えていきたいというふうに思っております。

小池議員におっしゃっていただいたように、私にとっての現場というのは、まさにこの長野県であります。長野県で暮らし、働く皆様方が、様々な不安や課題、そして夢や希望、こうしたものを持たれているわけでありますから、そうしたことを知事会長として多くの知事の皆様方とも共有することによって、より具体的な形にできるように全力で取り組んでいきたいというふうに思います。今回の知事会長就任が県民の皆様方のためにもなるように全力で対応していきたいと考えております。

以上でございます。

[51番小池清君登壇]

○51番（小池清君） 地方を熟知した阿部知事でございますので、しっかりと地方の立場を全国知事会で体現していただき、御活躍いただきことを期待申し上げたいと思います。

それでは、次の質問を伺います。南信州地域の経済発展、経済交流拡大に向けた取組について伺います。

今年の3月に、南信州地域や木曽地域を担当する新田副知事が就任されました。これまでの一般質問の中でも、南信州地域に中枢地方都市をつくるということを表明されておりまし、期待しております。また、地域に足を運び、地域の核となる人材と未来を語り合うとともに、市町村や関係者の皆さんと一緒に南信・木曽地域のさらなる発展に力を尽くしてまいりたいと決意を述べられております。

また、阿部知事も、昨年に引き続き、今年も南信州執務週間で南信州地域を訪れ、地域の実情を肌で感じ、様々な声を聞いていただいたと思います。南信州地域では、リニア中央新幹線、三遠南信自動車道の開通を地域の新たな発展への絶好の機会と捉え、地域の経済発展、愛知県、静岡県、岐阜県など近隣の地域との経済交流の拡大に期待しております。

また、リニア中央新幹線開業や三遠南信自動車道開通時期はいまだ見通せない状況であり、期待とともに先の見えない不安が増しておる状況であります。そういう声が多く聞こえます。こうした状況の中から、今から南信地域担当の副知事のリーダーシップの下、南信州地域の経済発展、経済交流拡大に向けて、県として県内外の経済団体との交流連携の強化を図る必要があると考えます。

そこで伺いたいと思います。

南信州の発展、経済圏の拡大に向けて、長野県として具体的にどのように取り組んでいくのか、どのような方針なのか、知事の所見を伺います。

また、南信担当として南信州地域の経済発展や経済交流拡大に取り組む意気込みを新田副知事に伺います。

次に、食肉処理施設の閉鎖をめぐりまして、県が主体的にこの問題に取り組み、多角的に対

応を検討すべきではないかと考え、要請を申し上げたいと思います。

先日、県農協中央会の神農会長らが県庁を訪れ、阿部知事に2026年度の予算編成や農業関係施策について要請いたしました。全農日本部の子会社であります長野県食肉公社が松本市で運営する食肉施設の閉鎖をめぐり、輸送コストの負担や県内での中長期的な食肉施設の在り方の検討を県の責任の下で進めることなどの要望があり、阿部知事は、県としてしっかり責任を持って支援策を講じていきたいと応じられたところであります。

食肉施設の閉鎖をめぐっては、県内唯一の食肉施設となる北信食肉センターと県外施設に出荷する輸送コストが農家の経費を圧迫するおそれがあり、県外で処理された枝肉などを再び県内に戻す経費が販売価格へ転嫁され、消費者離れが危惧されるとの指摘があります。

また、北信食肉センターも老朽化が進んでおり、施設の改修や、施設などを含めた在り方の検討を進める必要があります。阿部知事からは、これを機にいろいろな部分の在り方を見直して、よりよい仕組みをつくれないかと思っているとの説明があり、長野県の畜産が衰退することが絶対ないようにしていきたいと対応されました。

今日まで、飯田・下伊那地域においても、多くの畜産農家の皆さんのが信州産の良質な食肉の生産に取り組んできており、今後、生産頭数の拡大を計画されている農家の方々もおられ、今回の松本の食肉施設の在り方に大変な关心を寄せられておるとともに、畜産農家経営の将来に不安を持たれています。さらに、近在に食肉施設がなくなることによる畜産経営への影響と長年培ってきた信州ブランドの維持を考えると、食肉施設の設置に引き続き大きな期待があります。県でも信州産農産物の海外輸出に力を入れているところであり、生産の強化が必要となっており、県の対応に関心が高まっています。

このような状況を踏まえ、食肉施設に関する諸課題の検討には多角的にさらに慎重に取り組む必要があり、県が主体性を持って検討を進めていくことが重要であると考えます。阿部知事のお考えを伺います。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君） 私には2点御質問をいただきました。

まず、南信州の経済発展に向けた取組についてでございます。

南信州地域を含む伊那谷、南信地域は、リニア中央新幹線の開業や三遠南信自動車道の開通等によって、今後長野県の中でも最も大きく発展する可能性がある地域だというふうに考えております。そういう観点で、県としてもこの南信州地域、伊那谷、あるいは南信、こうした地域の発展にこれまで以上にしっかりと力を注いでいかなければいけないと思っております。

まず、まちづくりでありますが、先日、伊那谷自治体会議を開催いたしました。その中で、各市長の皆様方からも様々な御意見をいただき、地域資源を生かしたまちづくりの方向性につ

いて共有させていただいたところでございます。今後、市町村や関係の皆様方とも力を合わせて、このまちづくりの具体的な取組をしっかりと進めていきたいというふうに思います。

加えて、やはり産業面で地域の在り方をどう考えていくかということも非常に重要だというふうに思います。先日、新田副知事と一緒に愛知県の豊橋市を訪問させていただきました。豊橋の商工会議所、そしてお隣の浜松市の商工会議所の両会頭にお越しいただき、経済界の皆様方と一緒に将来の発展に向けた意見交換を行わせていただいたところでございます。

この三遠南信地域はかねてから交流が深い地域でありますし、また、遠州、三河は日本の中でも非常に製造業が集積しており、経済活動が活発で、規模的にもかなり重要な地域であります。こうした地域と三遠南信道を通じてつながるという優位性をしっかりと生かしていくことが大変重要だというふうに思っております。三河港の活用などをはじめとして、愛知県、静岡県両県ともしっかりと連携しながら、お互いの地域がWIN・WINの関係となるように産業連携も進めていきたいと思っております。

南信担当の新田副知事も足しげく南信州、木曽、伊那谷へ通っているわけでありますけれども、こうした取組を実現するためには、多くの皆様方と思いを共有していくことが必要だというふうに思っております。

こうした取組も通じつつ、また、私自身も、これまで以上に南信州、伊那谷、木曽地域を積極的に訪問させていただく中で、地域の皆様方と目線を合わせて地域の発展のために取り組んでいきたいというふうに思っております。御指摘いただいた推進体制の在り方についても今後しっかりと研究していきたいと考えております。

もう一点は、食肉施設について県が主体性を持って今後の在り方を検討していくことが重要だという御指摘、御質問をいただきました。松本食肉施設の閉鎖につきましては、県内の畜産業、とりわけ生産者の皆様方の経営や流通体制の在り方に大きな影響を及ぼすことが懸念される大変切実な課題だというふうに受け止めております。

本県の畜産業は、担い手不足や生産コストの高止まりをはじめ、大変厳しい状況が続いております。ある意味ピンチでありますが、こうした機会に、我々県も、生産者の皆様方をはじめ関係者の方々に前向きに経営を継続していただけるような支援策を講じていくことが重要だと考えております。

こうしたことから、県が主体となって関係者と協議する検討会議を立ち上げさせていただきました。その中では、御質問にありました松本施設が閉鎖することによる影響緩和、まずはこれをしっかりと検討していきたいというふうに思いますが、これにとどまらず、規模拡大、生産性の向上に資する生産基盤の強化、消費拡大、ブランド価値の向上といった幅広い畜産振興策、さらには、中長期的な視点に立って本県の食肉処理体制の方向性を検討してまいります。

県としては、生産者の皆様方の持続的な経営を守り、県民の皆様方をはじめ消費者の皆様方が安心して県産畜産物を入手でき、安定的にお届けできるように、JAグループや市町村の皆様方とも連携させていただき、生産者や流通事業者の皆様方の声も丁寧にお伺いしながら実効性のある支援策を具体化していきたいと考えております。

以上です。

〔副知事新田恭士君登壇〕

○副知事（新田恭士君）ただいま私には南信州地域の経済発展、経済交流拡大に向けた意気込みについて御質問をいただきました。

先ほどの知事答弁のとおり、リニア中央新幹線及び三遠南信自動車道の整備は国家的プロジェクトであり、これを契機に長野県全体の発展につなげていかなければならないというふうに考えております。

南信州を含む南信地域は、経済面から見ても、リニア中央新幹線の開業、三遠南信自動車道の開通により、今後大きく発展するポテンシャルを有する地域と認識しております。産業面から見ても、三遠南信道沿線地域の製造品出荷額は約15兆円規模であります。これは、全国6位の埼玉県を上回る規模に匹敵するものであります。

また、観光面から見ても、現在も運行されている東三河や遠州地域から駒ヶ根に出ていたる日帰りバスツアーが、全線開通時には片道2時間の時間短縮効果が見込めるところから、滞在時間、観光消費額の増加など大きな効果が見込めることは明らかです。

こうした効果を実現するため、今後、南信地域の各地域振興局ともより協力し、県内外の経済界をはじめ市町村や関係機関のお考えも聞きながら、南信担当の副知事として、経済圏拡大に向けて取り組んでまいりたいと意気込んでございます。

以上でございます。

〔51番小池清君登壇〕

○51番（小池清君）南信州地域の発展のみならず、その経済効果は長野県全体へと波及すると考えております。ぜひとも県でなくてはできない経済交流をしっかりと築いていっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

食肉処理施設につきましては、今まで大変御努力をいただいたわけでございますけれども、やはり、何といっても、生産者の皆さん方は、近くで食肉の処理ができ、また、流通等もしっかりととした信州ブランドでできるような体制を希望しております。改めまして知事から主体的に取り組んでいただくという新たな取組、積極的な意見表明をいただきました。ぜひとも県内の農家の皆さん方が安心して仕事ができ、将来に向かって長野県の畜産業が発展できるよう、県のお取組に期待を申し上げますので、御検討、御協力をよろしくお願い申し上げたいと思い

ます。

続きまして、子供の放課後における居場所支援の充実について伺います。

こども家庭庁は、7月29日、共働きや独り親家庭の小学生を預かる放課後児童クラブを定員超過などで利用できなかった待機児童が1万7,013人だったと発表しました。利用児童数は4万8,636人増の156万8,588人でした。過去最多の数となりました。

正規雇用で働く女性が増えたことや学童保育の認知度が高まったことで、依然として需要が高い傾向にあり、夏休みなどの長期休暇には待機児童が多くなりやすいとして、自治体と連携し早期に解消できるよう、受皿の整備に取り組む必要があると考えております。

また、現状の課題として、放課後児童クラブなどにおける支援員の不足、運営費の増加、そして子供の多様なニーズに応えるための居場所の多様化が求められております。多くの地域で子供たちのニーズに応え切れない状況が見受けられます。

そこで、これらの課題を解決し、子供たちが放課後を豊かに過ごせる環境を整備するための施策について酒井こども若者局長に伺います。

一つ目に、放課後児童クラブの利用を希望する児童が年々増加している一方で、子供に寄り添い、生活や遊び等をサポートする放課後児童支援員の確保は難しい状況にあります。支援員の給与水準は低く、雇用が不安定な場合も多いと聞いておりますが、安定的な人材確保に向けた支援員の養成や資質向上、さらには待遇改善を求めるため、県としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

二つ目に、利用を希望する児童の受入れに当たっては、支援員の確保とともに、放課後児童クラブを実施する施設の確保充実が不可欠と考えます。市町村等が施設の設置や改修等を行う際の費用について県としてどのような支援策を講じられるのか、この2点につきまして伺いたいと思います。

次に、賃上げ環境の支援事業について伺いたいと思います。

物価の上昇が続き、米国関税措置の影響も顕在化する状況にあり、県民の皆さん、中小企業者等の経営を支える重要性が増しております。

今回の9月補正では、将来に向けた持続可能な賃上げ環境を整備するため、生産性向上に資する設備投資や人材育成等の幅広い取組を積極的に行う中小企業者等を支援するとともに、過去最大の長野県最低賃金の引上げを踏まえた経過措置を設け、引き続き生産性向上の取組を支援する策が提案されております。

一つとして、事業場内最低賃金を引き上げるとともに、生産性向上に資する取組を行う中小企業者が生産性向上に資する設備投資等、また、人材育成の取組に係る経費として、賃上げ環境整備促進補助金。二つ目に、補助対象者地域別最低賃金改定日以降に生産性向上の取組を行

う中小企業者等補助対象経費、生産性向上に資する設備投資等、人材の取組に係る経費として、長野県中小企業賃上げ・生産性向上サポート補助金が計上されております。

先月には、過去最大の規模となります63円の最低賃金の引上げが答申されたところであり、賃上げと業務改善（生産性向上投資）をセットで行う企業の支援を行うことにより、単なる賃上げ支援ではなく、持続的に賃上げが進められる仕組みづくりを目的としておるところであります。大変時宜を得た、また迅速な対応であると受け止めております。県民の皆様方を支援するこれらの事業の取組に大変敬意を申し上げるところでございます。

そこで、中小企業においては、事業への取組と事業効果を発揮するには相応の努力が必要であると捉えております。事業支援の枠組みと今回の事業による企業の生産性向上への取組での設備投資の規模、人材育成への効果がどの程度であると県としては推計されておられるのか、産業労働部長に伺います。

〔県民文化部こども若者局長酒井和幸君登壇〕

○県民文化部こども若者局長（酒井和幸君） 私には大きく2点御質問をいただきました。

まず、放課後児童クラブの充実に向けました放課後児童支援員の養成や資質向上と処遇改善に関する県の取組についてでございます。

現在、共働き家庭の増加等に伴い、放課後児童クラブにおける本県の登録児童数は、令和元年度に3万116人であったものが、令和6年度は3万1,540人と増加傾向にあり、放課後児童支援員の安定的な確保育成は重要な課題と認識しております。

まず、放課後児童支援員の養成につきましては、県において、毎年度県内3か所で放課後児童支援員認定資格研修を開催しております。昨年度は233名が支援員として必要な知識・技能を習得の上、認定資格を取得されており、職員の確保育成につながっております。

また、放課後児童クラブ等の職員の資質向上については放課後子ども合同研修会を県教育委員会と共に開催しており、昨年度は県内4か所で409名の方が子供への接し方等を学び、日頃の支援に生かしております。さらに、支援員の処遇改善に向けては、その職務の重要性や専門性を踏まえ、安定的な人材確保及び定着を図る観点から、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する費用の補助を行っているところです。

今後も、県と市町村による子育て支援合同検討チームで課題の共有や改善策の検討を行うほか、認定資格研修の修了者情報を市町村と共有する仕組みの検討などを行い、放課後児童クラブの安定的な人材確保に向けた支援に取り組んでまいります。

次に、放課後児童クラブにおける施設整備等への県の支援策についてでございます。

県では、放課後児童クラブ整備事業によりまして、市町村が放課後児童クラブの定員拡充による待機児童の解消や、児童の生活環境改善等のために行う施設整備や改修等への補助を行っ

ております。この事業は、施設の整備ニーズの増加に対応するため、年々予算を増額しており、本年度は12の放課後児童クラブに計1億2,500万円を交付する予定でございます。

また、新規で放課後児童クラブを整備する際に冷暖房設備等の設置費などへの補助を行うとともに、本年度、新たに、職員の負担軽減や保護者の利便性向上を目的に、既存施設でICT化等を促進する際の補助事業を始めるなど、支援の充実を図ってきているところでございます。

今後も、県として放課後児童クラブの実施主体である市町村等と連携し、施設運営上の課題を丁寧に把握するとともに、適切な助言を行い、施設の整備や機能強化に必要となる支援を実施し、児童の健やかな育成と保護者の支援に資する環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

[産業労働部長米沢一馬君登壇]

○産業労働部長（米沢一馬君）私には、賃上げ環境整備支援事業による支援の取組と、設備投資の規模及び人材育成の効果について御質問をいただきました。

議員御指摘のとおり、今回予算案に計上させていただいている賃上げ環境整備支援事業は、物価上昇を上回る賃上げ環境を創出するため、政府目標である2029年までの最低賃金1,500円実現を視野に入れ、生産性向上に資する設備投資や人材育成等に積極的に取り組む中小事業者を支援するとともに、過去最大となる63円の最低賃金の引き上げの方、その発効日までの期間が短いため、国の業務改善助成金に申請ができない事業者のために、経過措置として従前と同様の支援を県独自に行ってまいります。この補助金を確実に実行していくためには、支援機関等と協力して、各事業者がこの制度をしっかりと認知して取り組んでいただくことが必要であると考えておりますし、しっかりと事業を進めてまいりたいと考えております。

その上で、設備投資の規模についてでございますが、今回、現在県で行っております業務改善助成金の既存補助金に県単で上乗せをしております。この事業の交付実績における設備投資の投資額を参考に、年度内でおよそ8億5,000万円程度になると推計しております。

さらに、引上げ後の事業場内最低賃金が1,170円以上の場合には、補助対象事業費の上限額を2割引き上げることとしておりますので、さらに設備投資が進むものと期待しております。

次に、人材育成については、現状、県内の多くの中小事業者において取組が進んでいない状況であり、本事業を契機として約6,000人の従業員の方々への研修機会の提供が見込まれることから、企業における人材育成の取組が進むものと期待しております。

また、実際にこの補助金を活用して人材育成に取り組んだ事業者の皆様の成功事例を横展開し、多くの事業者に賃上げ環境の整備に資する生産性向上には人材育成が重要であるとの認識を高めていただくことにより、より効果的に事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔51番小池清君登壇〕

○51番（小池清君） 子供の放課後の環境をしっかりと支えること、まさに、人づくりは地域づくり、長野県づくりでございます。現在の状況を引き続き県がしっかりと支えていただくことをお願いしておきたいと思います。

また、賃上げ等、あるいは設備投資につきましては、厳しい経済環境の中で、県として迅速に対応していただいたことと存じます。地方の中小企業は大変厳しい状況が今後も予想されるところでございますので、引き続きのお取組をお願いいたします。

阿部知事におかれましては、今回、全国知事会の会長ということでございまして、地方自治における今までの経験をしっかりと踏まえた中、現在、国際的にも経済環境がますます厳しくなることが予想される状況であります。地方の立場をしっかりと国政に反映できるようお取り組みいただきたいと思いますし、まさに地元でありますこの長野県が、知事の指導の下にしっかりと発展できるようなお取組を期待申し上げまして、質問とさせていただく次第でございます。

○副議長（中川博司君） 次に、小林あや議員。

〔15番小林あや君登壇〕

○15番（小林あや君） 新政策議員団では、今年度、人権について多角的視点から研究を行ってまいりました。それを踏まえ、県が制定を目指す長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）について質問します。

現在県が示している骨子素案は基本理念や方向性を示していますが、実効性を伴うものになるのか、県民にとって本当に意味のある条例となるのか、慎重な検討が求められています。

これまで、理念としては立派であるものの、生活の現場にまで浸透し切れずにいる条例も存在します。例えば、障がい者共生条例では、店舗や事業所での配慮は十分に進まず、努力義務にとどまっているとの指摘もあります。県民が自分事として人権を捉え、制度が現場に根づく条例となれば、本県にとって大きな力となるはずです。

この点から、本日は、公共の福祉と人権尊重の関係、デジタル社会と新しい人権侵害、教育と生涯にわたる人権の保障、災害時の人権尊重、企業の社会的役割と人権条例制定の効果、そして条例を制定する意義について順に伺ってまいります。

骨子素案には、公共の福祉という文言は明示されていません。しかし、人権尊重をうたう条例である以上、他者の権利や社会の秩序との調整は避けて通れません。憲法学でも、人権制約の根拠として公共の福祉が論じられてきましたが、あまりに抽象的であるため、安易に用いれば人権保障の理念そのものを損なうおそれがあります。例えば、ブラック校則のように、慣習

だから、統一感のためにといった理由で権利を制限すれば、それはもはや正当化できません。また、ルールに従わないからと怒鳴ったり、相手を萎縮させ支配しようとする行為は、明らかに人権侵害です。

人権尊重と公共の福祉の関係について県としてどのように考え、県民が日常生活の中で納得できるように説明しようと考えているのか、県民文化部長に伺います。

8月、松本市の高校生が不正アクセス禁止法違反容疑で逮捕されました。SNS上のグループで承認欲求を満たそうとし、誹謗中傷やAIを使ったプログラムでのサイト改ざんを繰り返し、他人の権利を侵害する行為に加担していたとされています。これは氷山の一角であり、県警によれば、投資詐欺やロマンス詐欺、ランサムウェア被害など、サイバー犯罪は過去最多を更新し続けています。共通するのは、被害が、金銭だけでなく、名誉、尊厳、生きる希望といった基本的人権に直結しているという点です。

骨子案には、インターネット上の人権侵害という抽象的な言葉がありますが、果たしてこの抽象性で県民の権利を守れるのか。予防教育、被害者相談窓口の整備、関係部局の連携など具体的な仕組みをどう位置づけるのかが問われます。理念だけでは現実に追いつけないのでないかと懸念しています。

そこで、県内のサイバー犯罪の現状について伺います。また、匿名性や生成AIの進展により、被害は多様化、深刻化していますが、どのような対策を講じているか、県警本部長に伺います。

子供たちがインターネットリテラシーに関する知識を持ったとしても、承認欲求に負けてしまうことで事件に発展してしまう可能性があると考えます。教育委員会としてこうした事案をどのように受け止めているでしょうか。また、学校現場でのサイバー犯罪や誹謗中傷への取組の現状と課題をどう捉え、それらの未然防止に向けてどのような教育的対応を進めるのか、教育長に伺います。

抽象的と受け取れる骨子案のインターネット上の誹謗中傷等の防止について、社会での現状をどう把握し、例えば教育現場での予防教育、被害者相談窓口の整備、県、警察、教育委員会による連携等の実効性ある仕組みを条例にどのように位置づけるのか、県民文化部長に伺います。

本県は、江戸時代には寺子屋の数が全国一を誇り、明治時代には開智学校が子守奉公の少女にまで読み書きを教えるなど教育熱心な土地柄から、教育県と呼ばれてきました。しかし、現代では、学校で人権教育を受けても、卒業後にはSNSの誹謗中傷や外国籍の方々との摩擦、投資詐欺など日常生活に潜む人権侵害に直面します。つまり、教育と社会の断絶が存在しています。人権教育を社会生活にどう接続するかは、長野県が独自の条例をつくる上での試金石に

なるはずです。学校で学んだ人権教育の内容を社会の中で実践的に生かしていくためにはどのような教育を進めていくべきか、教育長に伺います。

学んだことを社会でどう生かし続けるかという視点こそ、他県にはない長野県の独自性を示すものと考えます。この独自性をどのように条例に反映させていくか、県民文化部長に伺います。

骨子素案には、災害等の発生時における人権侵害行為の防止等が条文に盛り込まれており、これは評価すべき点です。一方で、現行の条文からは、県民同士のトラブル抑止や風説の流布防止に重点が置かれ、県が県民の活動を制限する方向で解釈がなされる印象を受けます。災害時にこそ問われるのは、避難所におけるプライバシーや女性、高齢者への配慮など、県が主体的に果たすべき人権保護義務ではないでしょうか。どのような背景や県民の声があったのか、県民文化部長に伺います。

人権と言えば、これまででは、国家と国民、国民同士の関係で語られることが多くありました。しかし、現代においては、企業もまた強大な影響力を持ち、人権の主体となり得ます。国連でも、ビジネスと人権が大きな潮流となり、日本企業にも対応が求められています。今や世界的な流れとなっているわけです。ところが、骨子素案における事業者の役割は努力義務にとどまっており、県としての踏み込みが見えません。企業に任せ切りではなく、県がどのように環境整備や支援を行い、実効性を担保するのかが問われます。

国際化が進む中で、企業が抱える人権尊重に関する課題はどのように変化してきているでしょうか。また、企業が社会との関係性の中で果たすべき役割はどのように変化してきていると認識しているか、産業労働部長に伺います。

本県が人権条例を制定することで、企業が抱える課題に対してどの程度の改善効果及び予防効果が期待できると考えているでしょうか。また、単なる努力義務にとどまらず、県として具体的にどのように事業者への支援や取組の促進を図っていくか、県民文化部長に伺います。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）に関しまして5点質問を頂戴しております。順次お答え申し上げます。

まず、人権尊重と公共の福祉との関係についてでございます。

現在検討中の長野県人権尊重の社会づくり条例（仮称）は、新型コロナ感染症に伴います人権に関する様々な問題の発生、あるいはSNS上の誹謗中傷など、人権課題が一層多様化、複雑化するとともに、他者の人権を侵害する様々な事象が依然として発生している現状を踏まえて、人権尊重の理念や重要性を県民の皆様と改めて共有し、人権がより尊重される社会を実現することを目的とした包括的な人権尊重条例として検討を進めているものでございます。

この条例には、人権侵害行為を禁止する条項を盛り込む予定としておりまして、さきに人権政策審議会にお示しいたしました条例の骨子素案（たたき台）でございますが、こちらでは、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷など行つてはならない人権侵害行為の類型を具体的に分かりやすく例示させていただいているところでございます。このような人権侵害行為を禁止する条項は、まさに人権の衝突の調整といった公共の福祉の具体的な表れの一つであると考えております。したがいまして、これらの内容を盛り込んだ趣旨を県民の皆様に丁寧にお伝えしていくことが重要だと認識しているところでございます。

次に、インターネット上の誹謗中傷等の現状と、実効性のある仕組みの条例での位置づけにつきましてお尋ねを頂戴しております。

インターネット上の人権侵犯事案は近年増加しております、条例の制定の検討に当たって実施いたしました団体等からのヒアリングでも、SNS上の誹謗中傷等への対応を求める御意見が多く、条例の重要な論点になると認識しております。このため、骨子素案（たたき台）には、誹謗中傷等の防止のための教育及び啓発に取り組むことを規定いたしまして、若年層を含むあらゆる年齢層への教育啓発に向け、教育委員会などとも連携して取り組んでまいります。

また、誹謗中傷等につきましては、プライバシーの侵害に該当する情報、他人の権利利益を侵害する情報であるということを規定しております。具体的には、SNSに個人情報をさらしたり中傷したりする行為などを人権侵害行為として想定しております、今後県民の皆様に分かりやすいよう周知してまいります。

骨子素案（たたき台）には相談支援体制についても規定いたしまして、人権侵害に対する相談体制の充実に取り組み、このうちインターネット上の誹謗中傷等に係る相談を受けた場合は適切な相談窓口につないでまいります。

また、インターネット上の誹謗中傷等が起こってしまった場合の取組といたしましては、その削除に向けた必要な措置を講ずることを規定し、法務局を通じたプロバイダー事業者への削除要請を行ってまいりたいと考えております。

加えて、県の責務として関係機関との連携について規定しております、御指摘の警察、教育委員会をはじめ、国、市町村等とも連携して、インターネットを含めた人権侵害への対応に取り組んでまいります。

3点目、学んだことを社会で生かし続ける視点の条例への反映についてでございます。

骨子素案（たたき台）では、人権教育・啓発の重要性に鑑み、県は、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発等を積極的に行うと規定し、学校教育を含む全般的な教育・啓発の推進について規定しております。

県では、社会に出た後も人権に対する意識を高めていただくため、広く県民に向けた人権啓

発の取組として広報やイベントを実施してまいりました。条例の制定を契機にいたしまして、様々な人権課題について県民の皆様に再認識いただける機会を提供し、人権尊重の理念が届くよう教育や啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、人権政策審議会においても、長野県の特徴を踏まえた条例としてほしいといった御意見をいただいておりますことから、制定の理由や趣旨についてお示しする条例の前文の規定などにおいて長野県の独自性についても言及するなど工夫してまいりたいと考えております。

4点目、災害等発生時の人権尊重を盛り込んだ背景等についてでございます。

災害等の非常時においては、社会的弱者やマイノリティーの方の権利侵害、真偽が分からぬ情報の流布など人権侵害行為が発生しやすい傾向が見られ、全国的に課題となっているものと認識しております。

関係団体からの意見聴取では、新型コロナ蔓延時には人権意識が課題となった、非常時の備えは人権の観点でも必要といった御意見もいただきました。こうした背景や意見を踏まえ、近年多発する自然災害や感染症の蔓延などに備えた規定が必要であると考え、条例の案に盛り込むこととしたものでございます。

最後に、企業の課題に対する条例制定の効果と事業者への支援についてのお尋ねでございます。

企業には、職場の中で働く人々や消費者、取引先、地域住民など、人権に配慮しながら企業活動を行うことが求められていると考えております。こうした認識の下、骨子素案（たたき台）に事業者の責務を規定し、従業員その他の関係者の人権の尊重について改めて認識を深めていただき、自発的なさらなる取組を行う契機としていただきたいと考えております。関係の団体からは、条例は、県、事業者等が同じ目的に向かって取組を推進していくための背骨となるため、趣旨に賛同するといった御意見も頂戴しております。

企業の取組を推進するため、県では、経済団体も参画いたします長野県企業人権教育推進連絡協議会と連携いたしまして企業における人権課題をテーマとしたセミナーを共催するなど、取組を進めてまいりました。

今後も、こうした連携の枠組みを生かしまして、県として企業の皆様へ条例の周知を図りまして理解を深めていただき、人権課題の改善や人権侵害行為の予防につながりますよう、経済団体の御意見もお聞きしながら企業における人権教育の充実などの取組の支援を行ってまいります。

以上でございます。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）県内におけるサイバー犯罪の現状及び県警察の対策について御質

問い合わせました。

初めに、県内のサイバー犯罪の現状についてお答えいたします。

全国的な傾向と同様、A I 技術を利用したフィッシングによるインターネットバンキングに係る不正送金、クレジットカードの不正利用、証券口座への不正アクセス、不正取引、S NS を通じて金銭をだまし取る詐欺、暗号資産を悪用したマネーロンダリング、国や企業の機密情報の窃取を目的とするサイバースピオナージの脅威など、今や生活に欠かせないインフラとなっているインターネット上のサービスや技術、サイバー空間における高い匿名性があらゆる犯罪で悪用されており、県民の生活に様々な形で被害が及んでいる状況にあります。

特に、令和6年中の県内におけるS NS型投資・ロマンス詐欺の被害額は約18億円に上り、前年比で3倍以上増加しているほか、インターネットバンキングに係る不正送金被害額が過去最高を更新するなど、各種の被害は増加傾向にあります。

また、県内の企業においてその事業継続に支障を及ぼすランサムウェア攻撃による被害が発生しているほか、S NS上では、いわゆる闇バイトの募集や児童ポルノ画像といった違法有害情報の問題、さらには、A Iを使ったディープフェイクや偽情報の拡散など、サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢が続いております。

次に、サイバー犯罪への対策についてお答えいたします。

県警察では、捜査員一人一人のサイバー事案対処能力の底上げを図るため、警察庁や警視庁のサイバーデ部分への派遣、民間企業への委託研修、有識者による講義の受講や各種研修会を実施しているほか、今年度の組織改正により、サイバー捜査課の体制を強化するとともに、装備資機材の高度化を図り、巧妙化、多様化するサイバー犯罪に対する取締りを強力に推進しているところであります。

また、被害防止対策といたしましては、幅広い職域や年齢層に対する被害防止啓発、中小企業に対するサイバーセキュリティーの防犯診断、協定締結企業や関係団体、サイバー防犯ボランティア等と連携した広報啓発活動、ホームページ及び各種SNSを活用した情報発信などに取り組んでおり、引き続き官民一体となった被害の未然防止対策を推進してまいります。

以上であります。

[教育長武田育夫君登壇]

○教育長（武田育夫君） 私には2点質問をいただきました。

まず、サイバー犯罪や誹謗中傷の現状と課題についてでございます。

近年、インターネットを利用した犯罪において、加害者、被害者共に低年齢化が進んでいることを深刻に受け止めております。また、承認欲求が満たされないことがこのような問題行動を起こす一因である可能性もあると考えております。

生徒指導の現場では、SNS等を介した誹謗中傷や個人情報の漏えいなど重大な犯罪に発展する可能性のある事案も報告されており、情報モラル教育の重要性を再認識しているところでございます。

未然防止のための対応についてでございますが、小学校、中学校、高等学校全ての段階で情報モラルを含む情報活用能力の育成を学習の基盤と位置づけ、各教科を通じて体系的かつ継続的に指導を進めているところでございます。また、県教育委員会といたしましても、ネットを介した人権侵害に対して子供たちを加害者にも被害者にもさせないために、外部の専門家等を学校に派遣する情報モラル教育を昨年度は全ての学校種で141回実施したところでございます。

現在、児童生徒がインターネット利用に潜む危険性について正しく理解する教育を推進しているところでございますが、教職員がデジタル社会の現状や課題を知ることが最も重要であると考え、教職員に対して情報技術の進展に対応した研修を充実させ、正しい利活用の指導ができる体制の強化を図ってまいります。

続きまして、社会で実践的に生かせる人権教育の進め方についてでございますが、人権教育を社会の中で実践的に生かすためには、児童生徒が自らの生活や地域社会の課題と人権との関わりについて自分事として主体的に考え、対話や協働を通じて多様な価値観を尊重する力を育む教育の推進が大切であると考えております。

現在、学校では、他者の人権を侵害する行為は犯罪であり、法律で禁止されていることを前提に、自他の人権を尊重する重要性について指導をし、ルールを守ること等の遵法精神については、道徳や特別活動をはじめ、全ての教育活動を通じて指導しているところでございます。

一方、インターネットを介した新たな人権問題については、急激なデジタル技術の進展により、学校だけでは対応が困難な状況にあると考えております。こうした課題への対応に当たっては、事業者、家庭、地域人材など様々な関係者と連携し、具体的な事例を通じて対応方法を学ぶなど、子供を犯罪から守る取組を進めてまいりたいと考えております。

〔産業労働部長米沢一馬君登壇〕

○産業労働部長（米沢一馬君） 私には企業が抱える人権尊重に関する課題の変化と企業の社会的役割について御質問をいただきました。

これまで、多くの企業が人権問題の責任範囲と捉えてきたのは、労働関係法規で規定される安全で健康的な労働環境の提供や、ハラスメント防止の措置など、自社の従業員等との関係におけるものが主であると考えておりました。

近年、経済活動のグローバル化に伴い、今まで日本国内ではあまり起こり得なかったサプライチェーンにおける人権問題が表面化し、平成23年には、国連によるビジネスと人権に関する指導原則の三つの柱の一つとして人権を尊重する企業の責任が提示されるとともに、日本政府

においても、令和2年に「ビジネスと人権」に関する行動計画を、続いて令和4年には責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドラインが策定されております。この中では、企業の責任として、自社のみならず取引先の製品製造過程における強制労働や不当な低賃金といった人権侵害リスクに対しても企業活動が及ぼす影響を考慮することが求められるようになっております。

加えて、自社の事業活動においても、企業が尊重すべき人権の観点に新たな視点が加えられており、近年では、いわゆるLGBT理解増進法において、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性への理解増進のための企業の努力義務が規定されるなどしております。

企業の役割は、時代や社会環境の変化により変遷しており、近年は人権に関する新たな観点への対応や、自社の事業活動に連なる様々な主体への人権への配慮を求めるなど、自社の利益追求のみではなく、人権尊重により社会的に責任を果たすことへと変化してきているものと考えております。

以上です。

[15番小林あや君登壇]

○15番（小林あや君）憲法の人権規定は、地方自治体にも及びます。条例がなくても、憲法に基づいて人権は保障されるはずです。その中で、あえて人権条例を制定する意味、これが重要なと思います。理念だけでなく、相談支援や救済の途を次のステップにつなげる条文を設けるなら、県民の生活に直結する力を持つでしょう。

阿部知事は、ジェンダー平等シンポジウムで、女性も暮らしやすい、働きやすい長野県をつくることが人口減少対策にもなると述べ、政治、行政、教育、経済の分野でジェンダーギャップ指数上位10位を目指すと強い決意を語られました。

これを踏まえ、最後に知事に伺います。

人権条例を、宣言ではなく条例として制定する意義は何でしょうか。実効性のある仕組みが伴わないのであれば、条例として定める必然性がどこにあるのか、見解を伺います。

相談支援体制を現実の救済につなげる制度へ、そのための人的体制の整備については午前中にも議論されたところですが、こうした整備などにより、条例を単なる理念に終わらせず、暮らしの中の人権を保障とする実効性ある仕組みへと育てることが必要と考えます。県として、また知事御自身として、どのような覚悟と具体的な展望を持っているか、伺います。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君）人権尊重の社会づくり条例（仮称）に関連して2点御質問をいただきました。

まず、宣言ではなく条例として制定する意義についてという御質問でございます。

本県におきましては、平成22年に長野県人権政策推進基本方針を策定し、それに基づいてこれまで人権政策を県として進めてきました。ただ、方針でありますので、これはあくまでも県としての人権政策の基本的な考え方、方向性を示すものにとどまっておりまして、県民や事業者等に対する規範としての位置づけにはなり得ないものでございます。

社会経済情勢が変化して、SNS上の誹謗中傷をはじめとする様々な人権課題が起きてくる中で、人権尊重について県として改めて向き合って考えた場合に、やはり人権尊重の理念や重要性を県の内部で方針として共有するだけではなく、やはりしっかり県民の皆様方と共有していくことが重要だというふうに考えております。

県、県民、事業者、それぞれの役割を明確にして、長野県全体で人権がより尊重される社会づくりに取り組んでいこう。その規範となり、かつ将来に向けた継続的な取組の根拠となるよう、今回、条例の制定が必要だというふうに判断したところでございます。

続きまして、実効性ある仕組みへ育てることが必要だが、どのような覚悟と具体的な展望を持っているのかという御質問でございます。

小林議員の御質問をお伺いして、やはり条例をつくるだけではもとより不十分だということは改めて感じているところでございます。今回の条例の理念や具体的な内容ができるだけ県民の皆様方と広く共有して、県民の皆様方に人権ということについてしっかり思いを致していくだけ、理解を深めていただく、こうした取組がまず基本的に重要な要素だというふうに思います。また、専門家の皆様方による支援につなげるなど、実効性のある、条例をつくっただけで世の中は何も変わらないというようなことにならないようにしていくことも必要だと思っております。こうした点については、今、条例を審議会で検討いただいている段階でありますが、我々としてもしっかり意識していきたいというふうに思います。

そうしたことに加えて、やはり我々長野県という組織が、率先して人権尊重の精神に立って様々な施策を進めていくことが重要だというふうに思います。様々な分野の行政を我々は担っているわけでありますので、そうした各分野においても、この人権尊重という視点をしっかり意識しながら施策の推進に当たっていきたいと思っております。

私自身も、この条例を制定することができれば、この理念の浸透、県民の皆様方への普及、そして具体的に人権が尊重される社会づくりに向けて先頭に立って取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（中川博司君） 次に、酒井茂議員。

[41番酒井茂君登壇]

○41番（酒井茂君）伊那市選出、酒井茂でございます。私は、今回は公益通報制度と公文書管理の2項目について質問いたします。

まず、公益通報であります。

兵庫県では、知事によるパワハラ等の疑惑に関する内部告発がありました。これによりまして兵庫県政は大きく揺れており、いまだに収束する状況にはございません。知事のパワハラについてはマスコミでも大きく取り上げられておりまして、全国的にも注目されているところであります。公益通報に関する兵庫県の対応が問題視されておりますが、これに伴って県民の県政に対する信頼が低下していることが大きな問題であるというふうに考えるわけであります。

違法、不当な行為を速やかに是正し、行政に対する信頼を得るために、現場の不正行為を内部または外部に通報する仕組みといたしまして公益通報制度というものが設けられているわけでございます。通報制度におきましては、通報者が不利益を受けたり報復を受けたりすることを防ぐため、国では公益通報者保護法を2004年に制定しております。地方自治体におきましては、公益通報者保護法に基づいて通報を適切に取り扱うためのガイドラインというものを定めているところであります。

昨年3月中旬に兵庫県の元局長が斎藤知事のパワハラの疑いなどを告発する文書を作成し、匿名で外部に送りました。これがいわゆる外部通報であります。通報の主な内容は、知事の政治的な偏向人事、パワハラ的な言動や知事側近グループの存在と、不透明な昇進などであります。

これに対しまして、知事は、記者会見で、うそ八百を含めて、文書をつくって流す行為は公務員としては失格だと元局長を強く批判しました。そして、文書を作成した元局長を解任するとともに、処分を行う目的で、3月末に予定しておりました元局長の退職を取り消したところであります。

県は、知事の指示の下で内部調査を行い、文書の内容は合理的根拠がなく、誹謗中傷に当たると認定いたしました。県は、通報文書の存在を把握した直後から通報者の特定に動き、元局長のパソコンを押収し、本人に事情聴取を行いました。県は、元局長が公用パソコンを私的に使用したことも含めて、役職の重みや個人情報の目的外使用、職務専念義務違反など複数の不正行為を加重して処分を決めたとしているところであります。

元局長は、4月に、真相究明を求めまして、今度は県の公益通報窓口にも内部通報を行いました。しかし、元局長は公益通報の保護対象とされず、5月には停職3か月の懲戒処分を受けました。

一方、県議会は、告発文書で摘発された事実関係などを調査する必要があるとして、6月に

百条委員会を設置したところであります。元局長が同委員会に証人として出席することになりました日の直前の7月7日に元局長は死亡いたしました。自殺と見られております。

また、9月には、県の委託を受けた第三者委員会が設置されました。9月19日に、県議会は、県政に深刻な停滞と混乱をもたらした政治的責任は免れないし、斎藤知事の不信任決議案を全会一致で可決いたしました。これを見て知事は辞職いたしました。

その後、11月に知事選挙が行われ、斎藤知事は再選されました。これにより、不信任決議案を可決した議会は県民から批判されることになります。今年1月には、県議会百条委員会の元メンバーであります竹内前県議会議員が亡くなりました。自殺と見られております。竹内氏は、氏に対する誹謗中傷を理由に、知事選挙の翌日に議員を辞職しております。

私は、県議会が設置した百条委員会のメンバーが誹謗中傷を受けて、その結果、死を選択せざるを得なかったということは、極めて問題があると考えます。こうしたことは、今後、地方議会において、百条委員会を立ち上げることにちゅうちょし、ひいては議会の重要な調査権の弱体化につながるのではないかと懸念しているところであります。

今年3月には、県議会百条委員会は、県の内部通報への対応を違法と認定するとともに、知事のパワハラの疑いなどについて一定の事実が含まれていたなどとする報告書をまとめました。

一方、3月に、県の第三者委員会は調査報告書をまとめ、公表いたしました。これによりますと、知事の言動の16項目のうち10項目についてパワハラと認定いたしました。また、告発文書は公益通報に当たるとした上で、通報者を探したことや、元局長の公用パソコンを回収したことなどを違法と指摘しているところであります。また、元局長への停職処分は裁量権の逸脱、濫用として違法と判断しております。

その後、斎藤知事は、第三者委員会が認定いたしましたパワハラ行為については認め、職員に謝罪いたしました。しかし、告発者探しを行ったことなどが違法と指摘されたことについては、知事は適正であったという考え方を示しております。その上で、元局長に対する処分の撤回や名誉回復は行っておりませんし、遺族に対する謝罪もありません。また、パワハラに対する自らの処分を行っておりません。

県の第三者委員会、県百条委員会、さらに消費者庁は、どの機関も共通して、県の対応は公益通報者保護法違反であると指摘しているところであります。公務員は、公益通報をいたしましても、地方公務員法に規定する守秘義務は反しないとされております。

私は、公務員としては、積極的に法令違反等の是正のために公益通報を行うべきであると考えるものであります。私の公務員としての経験であります、パワハラにより心身にダメージを受けたことで私のところに相談に来る職員が何人もおりました。パワハラを受けた職員は絶対に忘れません。一方、パワハラをした本人は、案外自分のしたことに気がつかないものであ

ります。当時は、公益通報制度がなかったために、パワハラを止めることもできませんでしたし、公にもなりませんでした。

長野県では、石油商業組合をめぐるガソリン価格のカルテル疑惑で、8月12日付で組合に対して事実関係を再び報告するように通知いたしました。その中で、組合に公益通報窓口を設置するように求めたところあります。これは、極めて適切な要請であると考えるものであります。組合が公益通報の窓口を設置すれば、組合の組織をよりよくすることになり、消費者の利益にもつながると考えるものであります。

私は、兵庫県の事案を取り上げ、公益通報に係る課題を整理した上で質問いたします。

まず、知事にお聞きいたします。

兵庫県の公益通報や職員への処分等については、特に公益通報者への対応や処分内容について問題視されておりますが、兵庫県の対応を見る中で、地方行政における公益通報制度の意義と公益通報者保護の重要性についてどのように認識しておられるでしょうか。

次に、長野県における公益通報制度についてお聞きいたします。

長野県においても兵庫県のような事態が起きないとは限りません。そこで、これを他山の石とし、県の公益通報制度を充実する必要があると考えます。また、県のプロジェクトであるかえるプロジェクトに「風通しのよい職場づくり」が挙げられており、これを実現するためにも、県の公益通報制度の充実は重要であります。

長野県では、平成16年1月に長野県職員等公益通報制度実施要綱を施行し、運用しております。県のホームページによりますと、本年度を含む過去5年間では、令和6年度に4件の通報があり、うち2件はパワハラ事案として対象職員の懲戒処分が行われました。

私は、兵庫県とは異なり、県の公益通報制度は適正に運用されていると考えるものであります、今回改めて県の制度について質問いたします。

以下3項目を知事にお聞きいたします。

まず、長野県職員等公益通報制度における運用の現状と課題についてであります。

一つ目。通報者の不利益扱いを防止することが大変重要であります、県の制度は十分と考えておられるでしょうか。

二つ目。公益通報者の匿名性の保持が重要であります、制度の運用上どのように配慮しておられるでしょうか。

次に、実施要綱によりますと、知事等によって行われる行為に該当する公益通報が行われた場合、長野県職員等公益通報委員、以下公益通報委員といたしますが、弁護士2名から成る第三者機関でありますが、ここが調査することが適當と判断される場合には調査を行うことができると規定しております。

兵庫県の事例を見ましても明らかなように、職員が知事等の行為について知事・副知事に対して公益通報を行うことは困難であるため、公益通報の通報先は外部機関である公益通報委員に限定すべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、特定の行為以外の通報先を知事・副知事としているところがありますが、公益通報者の選択肢を広げるためにも、特定の行為以外の通報先として公益通報委員も対象とすべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、以下6項目について総務部長にお聞きいたします。

一つ目。県の制度では、公益通報に関する相談窓口についてどのように運用しているのか、伺います。

二つ目。公益通報制度が適正に運用されるため、外部の第三者の視点から制度をチェックする仕組みが必要であると考えますが、相談窓口の外部設置を含め、県ではどのように対応していくのか、伺います。

三つ目。職員は公益通報後の自分の立場ですか職場への影響などを考えますと、公益通報をちゅうちょしてしまう可能性があり、公益通報を行いやすい環境でなければなりませんが、公益通報制度の周知徹底や職員研修の実施など、具体的にどのような対応を進めておりますか。また、公益通報者へのメンタル的フォローアップ体制を整備すべきと考えますが、どのように対応しているのか、伺います。

四つ目。公益通報制度の透明性を高めることが重要ですが、議会や県民への情報提供の在り方についてどのように考えているのか、伺います。

五つ目。県の実施要綱によりますと、公益通報はメールまたは封書により行うことになっておりますが、公益通報者保護法では、文書による公益通報を条件とはしておりません。このため、公益通報が文書やメールなどによらず、口頭等で行う方法も可能とすべきと考えますが、所感を伺います。

六つ目。兵庫県の公益通報に関して、元局長が公用のパソコンに私的な文章を残しており、兵庫県は内部調査における文書の内容も重視する中で職員の懲戒処分を決定したことが問題視されております。

長野県の公益通報制度におきまして、公益通報に関する調査を行うに当たり、公文書に混じって公益通報者の私的な文書が存在した場合、その扱いはどのように行うのか、伺います。

以上で公益通報に関する質問といたします。

[知事阿部守一君登壇]

○知事（阿部守一君）公益通報制度に関する御質問に順次お答え申し上げます。

まず、地方行政における公益通報制度の意義と通報者保護の重要性についてという御質問で

ございます。

公益通報制度は、職員が不正を認識した際に適切な窓口に通報することで地方行政における法令違反や不正行為を早期に発見、拡大を防止して、行政の透明性と信頼性を高めるため、内部から是正するための重要な仕組みだというふうに考えております。

本県の公益通報制度は、平成16年1月に県組織内部の通報体制として構築して以来、20年以上にわたって公益通報者保護法の趣旨に沿って運用を行ってきたところでございます。制度が有効に機能するためには、通報者が不利益を受けないよう、安心して通報できる環境整備が必要だというふうに認識しており、今後も適切な運用を心がけていきたいと考えております。

続きまして、公益通報者の不利益扱い防止に係る県の制度について十分と考えているかという御質問でございます。

通報者の不利益取扱いを防止するため、公益通報に関する調査を行う職員を除いて、通報内容は共有しないということにいたしております。加えて、調査結果に基づく対応方針につきましては、外部の弁護士から成る公益通報委員から意見を聴取して調査結果の概要を公表するなど、手続の透明化も図っております。こうしたことから、不利益な取扱いを防止するための仕組みとなっているというふうに考えております。

万が一通報者が不利益を受けた場合の措置といたしまして、公益通報委員に対する救済の申出、あるいは申出を受けた公益通報委員による改善措置の知事への勧告について規定しております、こうした制度を適切に運用していくことが重要だと考えております。

通報者の匿名性の保持に係る運用上の配慮についてどうなっているかという御質問でございます。

本県の公益通報制度におきましては、専用のメールアドレスを設置して、メール閲覧者を限定しております。これに加えまして、実名の公益通報の場合には、公益通報者を知り得ないよう、通報内容の情報を書き換える配慮を行った上で調査を行う職員と共有するなど、細心の注意を払っているところでございます。

続きまして、知事等の行為の通報先を公益通報委員に限定することについてという御質問でございます。

消費者庁のガイドラインによりますと、地方公共団体は、公益通報受付窓口をコンプライアンスを所掌する部局等に設置する。この受付窓口に加えて、外部に弁護士等を配置した受付窓口を設けるよう努めるという形になっております。本県の制度も、知事等に関する行為の公益通報先は、この外部の公益通報委員も含めて選択できる形にしているところでございます。

また、特定の行為以外の通報先に公益通報委員も加えてはどうか、対象にしてはどうかという御質問でございます。

外部への公益通報につきましては、知事等による行為や組織的に行われている行為について、知事等へ報告したことにより不利益な取扱いを受けることへの不安を解消し、通報しやすくするため設けているものでございます。

一方、現行の制度におきましては、調査結果を踏まえた県の対応方針を決定する際に、先ほど申し上げたように外部の公益通報委員に意見聴取を行っておりますことから、知事等を通報先とした通報内容についても共有しているところでございます。

特定の行為以外の通報先に公益通報委員も対象とすることにつきましては、こうした点、そして議員からの御指摘の観点も踏まえて、他県の状況等も参考にしながら制度の改善について検討していきたいと考えております。

以上です。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君） 私には6点御質問を頂戴いたしました。順次お答えいたします。

まず、公益通報に関する相談窓口の運用についてでございます。

法令等に違反するおそれがある職務上の行為や疑義のある事務処理等に関する相談先として、コンプライアンス・行政経営課や各部局の職員相談員に加え、外部の専門家であるコンプライアンス推進参与を窓口として運用しております。職員から寄せられる公益通報に関する質問や相談につきましてもこの中で取り扱っているところでございます。

次に、外部の第三者による制度のチェックや相談窓口の外部設置についてでございます。

外部の弁護士2人から成る公益通報委員から、これまでも、県が行った調査結果や対応方針に対する御意見を伺うなどしており、制度の運用については特段の指摘はいただいているところでございます。しかしながら、今後運用を重ねていく中で、改めて公益通報委員等の意見もいただきながら制度の改善について検討してまいりたいと考えております。

次に、公益通報制度の周知徹底や職員研修の実施についてでございます。

長野県職員等公益通報制度につきましては、毎年度、職員相談員を通じて制度についての案内を配付して周知しているほか、職員向けポータルサイトへの情報掲載などにより職員への周知徹底を図っております。

制度を利用しやすい環境整備という点からは、職員研修の機会を活用するなど、職員へのさらなる周知に努めるとともに、制度の適正な運用を通じて、不適切な事務処理をはじめとする不祥事の未然防止や早期発見、早期解決につなげてまいります。

公益通報者へのメンタル面のフォローアップ体制についてでございます。

公益通報者から精神的な疾患や不調に関する訴えがあった場合やその疑いがある場合には、通報に関する秘密保持や個人情報の保護に配慮しつつ、必要に応じて職員総務課の保健師や専

門機関の相談サービス等の相談窓口を紹介するなど、適切に対応しているところでございます。

次に、県民や議会への情報提供の在り方についてでございます。

公益通報制度に関する県民や議会への情報提供により通報対応の透明性を高めることは、制度の実効性を確保するためには不可欠であると認識しており、県の実施要綱において調査結果等について公表することを規定しております。

具体的には、県のホームページにおきまして、制度の概要、処理の状況のほか、調査を終了した通報に関して、通報や調査結果の概要、調査結果に基づく対応について、秘密保持や個人情報保護に配慮した上で公表しております。あわせて、議会にも情報提供させていただくことで、制度に対する信頼の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、文書やメールのほか、口頭等で行う公益通報についての点でございます。

公益通報制度の実効性の確保には、公益通報を利用とした不利益な取扱いの防止のため、公益通報者が特定されないような匿名性の確保が極めて重要であると考えております。

電話や来訪による口頭での公益通報は、周囲に知られないようにする配慮といった公益通報者の匿名性の確保が十分でないことから、本県では、まずは専用メールアドレスや封書により公益通報者の匿名性を確保するよう配慮しております。その上で、公益通報を受理した後は、匿名性に配慮した場所において口頭で詳細な内容を聴取するなど、実際の運用では口頭等の方法も活用しております。

今後も、公益通報者の保護に十分配慮しつつ、適切な方法により通報者とのコミュニケーションを図るなど、柔軟に対応してまいります。

最後に、公益通報に関する調査における私的な文書の取扱いについてでございます。

公益通報に関する調査においては、事案に応じて、事実確認に必要な範囲で私的な文書についても任意に提供を依頼する場合があり、その内容によっては調査結果に反映する可能性がございます。文書の取扱いに関しては、プライバシー保護の観点から十分に配慮するなど、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

[41番酒井茂君登壇]

○41番（酒井茂君） 公益通報制度を適正に運用し、県民から信頼される県政運営を行うために、通報者を排除する県政ではなく、通報者を守る県政を実現するよう要望いたしまして、公益通報制度と密接な関係にあります公文書管理について質問いたします。

公文書の管理に関しましては、森友学園問題が国会でもマスコミでも大きく取り上げられ、国の不適正な公文書管理の実態が明らかになりました。2017年2月に国有地が低価格で学校法人森友学園へ売却された事実が新聞で報道され、その後、これに関して国会で取り上げられ、

問題になりました。

国会での議論を受けて、財務省理財局の指示により、近畿財務局では公文書の改ざんや廃棄が始まりました。2018年3月には、文書の改ざんに関わった近畿財務局の赤木さんが自殺いたしました。大変痛ましい事件であります。赤木さんは、財務省の指示に対して抵抗をしてみたものの、最終的には指示を受け入れ、文書を改ざんしたことを悩み、強く自分を責めていたことが想像できます。私は、国には公益通報制度があるにもかかわらず、なぜ赤木さんはこの制度を利用して財務省の通報窓口に通報しなかったのか、疑問に思います。財務省が通報を受けて調査し、適正に対応しておれば、文書の改ざんや廃棄を止めることができたのではないか、また、赤木さんは自殺せずに済んだのではないかと考えます。

2018年6月には、財務省は森友学園案件に関する決裁文書の改ざん等に関する調査報告書を公表して、文書の改ざんを認め、幹部ら20名の処分について公表いたしました。財務省の報告書によりますと、国会審議において森友学園案件が大きく取り上げられる中で、さらなる質問につながり得る材料を極力少なくすることが主目的であったとされているところであります。

赤木さんの妻は、2021年8月に財務省が保管する関連文書の開示を請求いたしました。夫が死亡するという受け入れ難い事態になったことを受けて、死亡に至った真実を知るために情報公開請求を行ったものであります。財務省は、開示請求に対して開示しないことを決定したために、妻は決定の取消しを求めて裁判を起こしました。2023年9月には、大阪地裁は妻の請求を棄却いたしました。このまま妻の請求が実現しないのではないかと思われておりましたが、今年1月になりまして、大阪高裁は不開示の決定を取り消す判決を下しました。これを受け、今年4月から財務省は関連文書の開示を始めました。

これまでに開示された文書の中には、財務省内で公文書が改ざんされた様子や、開示請求に対して文書は不存在と決定する様子が記載されており、生々しい事実を確認することができます。

国は、2009年に公文書等の管理に関する法律を公布いたしました。法律では、公文書は健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源とし、公文書の適正な管理、保存を行い、行政が適正かつ効率的に運用されることを目的としているわけであります。法律の趣旨は大変すばらしいと思いますが、森友学園問題のように法律を逸脱した文書管理が行われていたのでは、法律を制定した意味がありません。

私は、公益通報制度が適正に運用されれば、公文書の改ざんや廃棄は相当数減るのであればと考えます。公文書を適正に管理するためにも、公益通報制度は大変重要な制度であります。

そこで、知事にお聞きいたします。

森友学園問題における公文書の改ざんや廃棄の実態をどのように受け止め、国の公文書管理

の在り方についてどのように認識しておられますでしょうか。

次に、県の公文書管理について質問いたします。

森友学園問題を受けて、県において国のような不適正な公文書管理が行われることを防ぐために、私は、県議会で複数回にわたって一般質問を行い、県が公文書管理条例を制定することを提案したところあります。これを受け、知事は、2018年の知事選挙に当たり、公文書管理条例の制定を公約に掲げ、2020年2月には知事提出の条例案が議会に提出され、可決されました。条例制定から現在まで、県では条例に基づき公文書管理を適正に行っていると考えますが、ここで改めて質問いたします。

まず、以下2項目について知事に質問いたします。

一つ目。長野県公文書等の管理に関する条例が施行されてから3年が経過する中で、公文書管理を適正に行っていると考えますが、よりよき制度とするため、公文書管理に関する現状と課題をどのように分析しておられるでしょうか。

二つ目。県の公文書審議会は、条例が想定している機能を十分に果たしていると考えますか。また、審議会の審議や運営に関して課題をどう捉えておられるのか、伺います。

次に、総務部長にお聞きいたします。

県の公文書管理において、公文書の改ざんや公文書の一部削除を行った場合に履歴が保存されるシステムになっているかなど、公文書の改ざんや廃棄を防ぐための仕組みを十分に備えているでしょうか。

以上で公文書管理についての質問といたします。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）公文書管理に関して3点御質問をいただきました。

まず、森友学園問題と国の公文書管理の在り方への認識についてという御質問でございます。

森友学園に関する一連の課題、問題については報道を通じて承知しておりますが、決裁文書をはじめとして公文書を改ざんすることは、これは言うまでもなくあってはならない行為だというふうに思います。国民の皆様方の信頼を著しく損なう重大な問題だというふうに思います。

法やルールをつくっただけではなく、公務員でありますので、やはり組織全体が法律を守るのは基本中の基本だというふうに思いますし、何よりも、国民から負託された責任を担っているという自覚の下で仕事をしていくことが国家公務員には強く求められているというふうに思います。翻って、我々県も同じような立場でありますので、引き続き適切な公文書の管理に努めていきたいと考えております。

そうした中、公文書等の管理に関する条例は、酒井議員からの御提案もいただく中で、県と

して制定してきたわけあります。

そうした中での現状と課題という御質問でございますが、新しい公文書管理制度におきましては、歴史的な公文書を県立歴史館へ移管して保存、利用する仕組み、あるいは公文書の廃棄の適否について公文書審議会の同意をいただく仕組みを導入して、あわせて、公文書管理のためのシステム利用を原則といたしました。システムには、起案、決裁の情報を記録、管理することにしておりますが、公文書の検索性の向上や紛失の防止に効果があり、適切な公文書管理に大いに寄与しているものと認識をしております。

新しいシステムの導入後も、順次利便性向上のための機能追加を進めてきたところでございます。適切な公文書管理を進めていくためには、さらなるシステムの機能向上や電子決裁の利用拡大が必要であると認識しております。こうしたことから、電子請求や会計帳票の電子決裁を可能とする新財務会計システムの構築に係る経費を本補正予算案に計上いたしているところでございます。今後とも、適切な公文書管理を推進する視点で一層の電子化に取り組んでまいります。

続いて、公文書審議会は十分に機能を果たしているのか、また、課題をどう捉えているのかという御質問でございます。

歴史的な公文書を適切に将来に残すため、公文書審議会に専門的かつ公正な立場で公文書廃棄の適否等の御審議をいただいてきているところでございます。廃棄予定公文書の量は大変膨大でございますことから、審議会において、そのものの文書全てを確認することがなかなか困難であることは一つの課題であります。こうしたことから、現物の確認をしなくとも歴史的な公文書であるかどうかを容易に把握できるよう、廃棄予定公文書ファイルつづりの一覧に公文書の内容説明を追加すること、廃棄予定ファイル一覧の委員による確認期間を審議会開催前に2か月程度確保するとともに、審議回数も確保すること、さらに、本年度は重点的に現物確認が行えるよう、2日間連続で審議会を開催すること、こうした工夫を進めてきたところでございます。

県民共有の財産であります公文書を取り扱う審議会の機能は大変重要だというふうに考えております。今後とも、条例で定めた役割を十分に果たしていただくことができるよう、円滑な運営に努めていきたいと考えております。

以上です。

〔総務部長須藤俊一君登壇〕

○総務部長（須藤俊一君）公文書の改ざん等を防ぐシステムの仕組みについてというお尋ねでございます。

公文書管理システムでは、県の公文書を一元的に検索して特定することや、決裁の履歴を把

握することが可能となっております。システム上の公文書の決裁後の改ざん等を防止するため、万一文書に変更が加えられた場合には、変更前後の文書が記録されるとともに、文書が削除された場合にも履歴が記録されるなど、変更等の跡が把握できる仕組みとなっております。さらに、県が保有する公文書を明らかにし、適正な管理や情報公開に資するよう、一覧としてまとめた公文書ファイル管理簿をホームページ上で公表しております。

このように、改ざん、廃棄を防ぐ仕組みを整えておりますが、今後も不適切な処理が起こらないよう、システム面での対策を講じてまいります。

以上でございます。

〔41番酒井茂君登壇〕

○41番（酒井茂君）森友学園問題は、公文書管理に関する制度があっても、運用がゆがめられれば国民の知る権利はゆがめられることが明確になったわけであります。行政の透明性と信頼性を確保するために、行政の不断の努力が必要であります。県においては、この教訓を真摯に受け止める中で、公文書の適正管理に一層努力するよう要望し、以上で全ての質問といたします。

○副議長（中川博司君）この際、15分間休憩いたします。

午後2時51分休憩

---

午後3時7分開議

○議長（依田明善君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて順次発言を許します。

勝山秀夫議員。

〔4番勝山秀夫君登壇〕

○4番（勝山秀夫君）公明党長野県議団、勝山秀夫でございます。

自転車の交通安全対策について伺います。

来年4月から、16歳以上を対象に、自転車の交通違反に対する反則金制度、いわゆる青切符が導入されます。自転車を走行中に携帯電話やスマートフォンを使う「ながら運転」、ブレーキのない自転車の運転、遮断踏切への立入り等の三つは、重大な事故につながるとして、原則警告を経ずに青切符の対象になります。傘差しや夜間の無灯火などの違反は、警察官の指導・警告に従わない場合等も青切符で対応することです。

自転車は、環境に優しく、健康増進や地域の足として、通勤、通学、買物など県民の生活に幅広く利用されておりますが、今回、反則金制度が導入される背景には、自転車による悪質な違反や事故が多いいためであると言われております。

昨年の全国の自転車関連の事故件数は、全事故の23.2%に相当する6万7,531件。このうち、携帯電話の使用などによる死亡・重傷事故は増加傾向にあり、年齢層では19歳以下が約6割を占めています。今回は、若年層の中でも特に自転車を利用する機会が多い高校生にフォーカスを絞って何点か質問させていただきます。

まず、長野県内の自転車事故の発生状況と高校生の割合を警察本部長に伺います。

私も、町なかで自転車を運転する高校生を見かけるときがありますが、スマホを操作しながら運転したり、イヤホンをつけたまま運転したり、右側走行や急に横断したり、スピードの出し過ぎなど、危険な運転を散見します。

また、地元の方から、高校生が自転車でよく事故を起こす交差点があるので見に来てほしいと言われ、現場を確認しました。自転車が一時停止をして左右の安全確認をしてから交差点に進入すれば事故は起こりづらい場所であり、交通ルールの遵守や運転マナーが問題と考えられます。悪質な違反や事故を減らすためには、法律の改正の効果を期待するだけでなく、実効性のある自転車の交通安全対策の強化が必要であると感じます。

他県に目を向けますと、先進的な取組が進んでおりますので、幾つか紹介します。

静岡県静岡市では、教員及び生徒、警察、交通安全協会関係者などが、交差点、一時停止場所等で交通指導や啓発活動を行ってマナーアップを図っております。東京都立高校では、自転車通学を許可制とし、ルールを守らない場合は許可を取り消す仕組みを導入しています。兵庫県では、県警や高校生が自転車マナー啓発動画を作成し、ユーチューブやSNSで公開。スマート世代の高校生に届きやすい形で展開し、地域全体の認知度を高めています。北海道札幌市豊平区では、高校生自転車マナーアップラリーを開催。豊平区内にある六つの高校を対象として、自転車乗車中の交通事故件数や交通安全教育の実施などを総合的に評価し、事故防止に最も熱心に取り組んだ学校を表彰し、マナーアップの機運の醸成を図っています。

このように、全国では、地域との連携、校則や許可制、動画やSNSの活用、表彰制度など、工夫を凝らして高校生の自転車のマナーアップに取り組んでいます。

私も、これらの取組を参考に、長野県においても積極的に高校生の自転車のマナーアップに取り組むべきだと考えます。例えば、登校時間に事故が多い主要通学路、交差点において、警察、PTA、地域住民が協力して合同街頭指導を実施する。特に自転車通学の多い学校で自転車通学を許可制とし、事前に安全講習受講を義務化。違反があれば許可を取り消す。生徒が自作した啓発動画やSNSを発信。動画甲子園的に各校で制作した啓発動画を県教育委員会ホームページやユーチューブに掲載、優秀作は表彰する。長野県自転車マナーアップ優良校表彰制度を創設し、交通安全月間に表彰式を実施するなど、様々な取組を実践し、高校生の自転車のマナーアップを推進してみてはいかがでしょうか。県民文化部長に伺います。

安全対策、特に命を守る対策として、ヘルメット着用の徹底は重要です。警察庁の統計によると、2023年に自転車事故で亡くなった人の半数は頭部の損傷が致命的となっており、そのうちの91.4%がヘルメットを着用していませんでした。自転車事故の致死率は、非着用が着用の1.9倍との結果も出ており、命を守るためにヘルメットの着用は欠かせません。長野県内で自転車事故を起こした人のヘルメットの着用率を年代別に警察本部長に伺います。

私も、町なかで自転車に乗っている高校生を見かけますが、高校生の全体のヘルメット着用率は非常に低いと感じます。このような状況を改善するには、努力義務に委ねるのではなく、着用率がアップする取組を積極的に推進する必要があると思います。

高校生がヘルメットを着用しない理由ですが、様々な機関がアンケート調査等をして分析をしていますが、代表的なものを紹介しますと、着用が面倒だから、危険性を感じない、努力義務だから、髪型が崩れるなどです。様々理由はありますが、若者の自転車事故が多いこと、それとヘルメットを着用しないと死亡確率が約2倍に上がるなど、命を守るためにヘルメット着用の必要性を徹底して周知し、ヘルメット着用の啓発をしていただきたいと思いますが、県の取組状況を県民文化部長に伺います。

また、ヘルメットを着用していない理由として、見た目がダサいということが挙げられています。当然、見た目より命が大事ですが、若者にとっては見た目も大事です。若者目線で考えれば、かっこいい、かわいい、おしゃれなヘルメットがあれば、着用率が上がるとも考えられます。

東京都では、ヘルメットコンテストを実施。高校生など若者からヘルメットのデザインを募集しました。神奈川県は、かぶりたくなるヘルメットをテーマに、高校生からデザインを募集。神奈川県は、今後、企業に協力を求め、受賞したデザインのヘルメットについて商品化を目指すとのことです。

このようにヘルメットの着用を促進するためには、デザイン性、ファッショニズムなど、高校生のアイデアや感性を普及施策に反映することも重要な視点だと思いますが、県民文化部長にお伺いします。

福井県では、努力義務だと着用が徹底されないことから、2026年度から県内全ての県立高校で生徒の自転車通学を許可する条件としてヘルメットの着用を盛り込むことを決めたとの報道もあります。自転車による事故で取り返しのつかないことにならないようにという危機意識の下、長野県においても、生徒の自転車通学を許可する条件としてヘルメットの着用を検討してみてはいかがでしょうか。教育長に伺います。

また、髪型が崩れるからという理由もあります。若者の髪型をキープできるヘルメットですが、私の調べたところ、海外製でエアバッグの技術を利用したものがありましたが、26インチ

以下の自転車では利用できない。価格が6万円以上するなど、一般の高校生が利用するには課題があります。

これに関しても、少し発想を変えて、登校時に髪型が乱れても、学校で髪型を整えやすい環境を整備することによって、ヘルメットの抵抗感を減らすことができないでしょうか。東京や神奈川などのある高校では、校内の男子トイレ、女子トイレにパウダールームが設置されており、大きな鏡や広い場所で身だしなみを整えるスペースが確保されています。私もこの取組を知ったときは驚きましたが、髪型や服装を整えることや清潔感を保つことは、学校生活や今後社会人になる上で大切なことと感じます。

また、最近は、女性だけではなく、男性も髪型や身なりを清潔に保ちたいというニーズが高いとお聞きします。県内一斉にパウダールームを設置するのは難しいと思いますので、まずはこうした髪型を整えられる環境整備をモデルとして取り組むことを検討されてはいかがでしょうか。女性や若者から選ばれる長野県を目指す上で、このくらい思い切ったことをしてもいいのではないかでしょうか。教育長にお伺いします。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君）自転車事故の発生状況とヘルメットの着用につきまして御質問いただきました。

まず、発生状況につきまして、県内における令和7年中の8月末までの自転車事故発生件数は319件、前年同期と比べてマイナス64件、率にして16.7%減少しております。なお、死亡事故は発生しておりません。また、負傷者数は306人で、前年同期と比べてマイナス69人、率にして18.4%減少しております。

自転車事故のうち、高校生の事故発生状況につきましては、負傷者数は104人、前年同期と比べてマイナス10人、率にして8.8%減少しております。全負傷者数のうち高校生の占める割合は34%となっており、全体の約3分の1が高校生による事故ということになります。

続きまして、令和7年中の8月末までにおける自転車乗用中に負傷した方のヘルメット着用率につきましては、全年代を通しての着用率は27.8%であり、負傷した方の約4分の1がヘルメットを着用していたということになります。年代別に見てみると、小学生は57.1%、中学生は92%、高校生は26.9%、高齢者は13.6%となっております。中学生の着用率は9割を超えているのに対しまして、高校生では全年代の27.8%を若干下回っているという状況になってございます。

県警察といたしましては、自転車事故防止とヘルメット着用促進のため、県や学校など関係機関・団体と連携しながら自転車の安全利用対策を推進しているところであります。特に、高校生に対します対策といたしましては、県内的一部の高等学校を信州グッドチャリダーモデル

校に指定し、学校と連携したヘルメット着用率調査の実施やヘルメット着用促進活動等を行うことで、生徒に対する交通ルールの浸透と、ヘルメットの着用など自転車安全利用意識の向上を図っているところであります。今後とも、信州グッドチャリダーモデル校をはじめとした学校や関係機関・団体と連携を図るとともに、大学生ボランティア等とも協働しながら若い世代のアイデアを施策に取り入れるなど、自転車事故防止とヘルメット着用促進に向けた取組を一層推進してまいります。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には3点お尋ねを頂戴しております。

まず1点目、高校生の自転車のマナーアップの推進についてでございます。

高校生は、通学をはじめ日常的に自転車を利用しておりまして、自転車は高校生活に欠かせないものとなっていると考えております。その一方で、自転車事故に占める高校生の割合が高い現状を考慮いたしますと、高校生の自転車マナーの向上は、事故防止に向けた重要な取組の一つであると認識しており、本県におきましても、高校生を対象とした県政出前講座や、交通安全運動期間を中心に、高校へ赴き、自転車ルールの遵守などの啓発を行うなど、高校生のマナーの向上に努めてきたところでございます。

また、県警察本部や交通関係団体と構成いたします交通事故ゼロチャレンジ実行委員会による取組といたしまして、ヘルメット着用率の高い高校の表彰や、高校生が自ら交通安全について考え方を発信する高校生交通安全CMコンテストを実施しております。CMコンテストにつきましては、応募作品の多くが自転車の安全利用をテーマとしておりまして、上位入賞のCM作品はテレビやユーチューブでも公開されるなど、高校生のみならず、県民の交通安全意識の向上にも寄与してきたところでございます。

先ほど議員からも御紹介ありましたように、令和8年4月からは、16歳以上の自転車利用者を対象に交通反則通告制度、いわゆる青切符制度が導入されまして、信号無視やながらスマホなどの違反行為に対して反則金が課されることになります。これを契機といたしまして、県では、引き続き警察や学校と連携し、高校生に対し制度の趣旨や違反行為の具体例、罰則内容などにつきまして分かりやすく丁寧に周知啓発を行うことで、高校生の法令遵守意識や自転車マナーの向上に努めてまいります。

続きまして、高校生の自転車用ヘルメット着用に向けた取組についてでございます。

令和5年度に高校生を対象として行ったアンケートの結果によりますと、ヘルメットを着用しない理由として、髪形が乱れる、見た目にマイナスイメージがあるからといった回答が多いことが分かっております。こういったことから、着用への心理的な抵抗がやはり一因となっていると認識しております。

こうした意識を変えてもらうためには、生徒一人一人が自分の命を守るために何が大切なかを理解し、自発的にヘルメットを着用する機運を高めていくことこそが着用率の向上につながると考えております。

そこで、県では、今年度から、スタントマンが交通事故を目の前で再現することで交通ルールの遵守と交通マナーの重要性を学んでいただけますケードストレイトという技法を用いました自動車交通安全教室を県内の高校において実施しております。実施後に行った参加者へのアンケートによりますと、ヘルメット非着用だった生徒の86%がヘルメットを着用しようと思ったと回答しております。

また、安全教室実施4か月後に教員に対して行ったアンケートでも、自転車用ヘルメットを着用する生徒が増えたとの回答を得ましたほか、これまで行っていなかったヘルメット着用の注意喚起を生徒に行ったという回答もいただいておりまして、生徒だけでなく、教員の行動変容にもつながるなど、一定の効果が認められております。

こうした効果的な取組をさらに広げていきますとともに、引き続き県警察や交通関係機関・団体と連携を図りながら、高校生をはじめとした県民の自転車安全利用の推進に取り組んでまいります。

最後に、高校生のアイデアや感性を生かした取組についてのお尋ねでございます。

自転車用ヘルメットの着用促進に当たりましては、先ほども答弁いたしましたとおり、高校生一人一人が自分の命を守るために何が大切なか、これを理解し、自らの意思でヘルメットを着用する機運を高めていくことがやはり着用率の向上に一番重要なキーではないかと考えております。ヘルメットは、安全性の確保がやはり最も重要なポイントになりますので、デザイン性ですかファッショニ性につきましては一定の制約が伴うこともあります。そのため、高校生の柔軟な感性、そして自由な発想、そういったものを十分に生かし切れないケースもあるとは思いますが、議員から御提案の高校生の感性を生かした取組の視点は、自転車用ヘルメットの関心を高めることにもつながる取組であると認識しております。

引き続き命を守ることを最優先に考えながら、御提案いただいた視点も踏まえつつ、安全性と関心喚起の両面からヘルメット着用の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○教育長（武田育夫君）高校生の自転車交通安全対策について2点お尋ねでございます。

まずヘルメットの通学許可条件についてでございますが、児童生徒の交通安全の確保は学校教育において最も重要な課題であり、交通事故による重大な被害を未然に防ぐためにも、地域、家庭、関係機関と連携して取り組むことが必要と認識しているところでございます。

現在、高等学校においては、公立全日制課程で91%、定時制課程で90%の学校で交通安全教室を行っており、新入生のオリエンテーションでは自転車利用時のヘルメットの着用について呼びかけているところでございます。また、自転車通学を許可する際ヘルメット着用を義務づけている学校は、全日制課程で令和5年度に7校でございましたが、令和6年度には14校に増加しております。

自転車通学に関するルールは校則や生活指導に係る事項であり、各学校が地域の実情や生徒の実態を踏まえて定めているところでございますが、県教育委員会といたしましても、ヘルメット着用が進むよう、引き続き学校へ働きかけてまいります。

続きまして、ヘルメットに関わる学校の環境整備についてでございます。

高校生のヘルメット着用に対する抵抗感の一つとして、髪型が崩れるからというものがあるということは承知しております。令和6年の全国調査によりますと、長野県のヘルメット着用率は34.7%であり、全国の17.0%よりは高い状況ではございます。しかしながら、交通事故による命の危険を考えれば安全確保が最優先であるという前提に立ち、議員御提案のパウダールームの設置を含め、より生徒がヘルメット着用の抵抗感を軽減できるような環境整備について学校現場と共に研究してまいります。

以上でございます。

[4番勝山秀夫君登壇]

○4番（勝山秀夫君） 様々な対策をいただき、長野県は全国と比べると数字的には非常にいい結果が出ているということで安心しましたが、事故が本当になくなるように、また、高校生の死亡事故も、今はゼロなので、それがしっかりと継続されるようにさらなる対策を打っていただきますようお願いしまして、質問を終わりります。

○議長（依田明善君） 次に、佐藤千枝議員。

[10番佐藤千枝君登壇]

○10番（佐藤千枝君） 本日の一般質問の最後に登壇いたしました改革信州の佐藤千枝でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

初めに、農業について伺います。

昨年の夏は災害級の最も暑い夏と言われましたが、今年の夏は、昨年以上に全国各地で猛暑、酷暑、炎暑などと言われるほど異常な高温を記録しました。長野地方気象台によりますと、今年の夏の最高気温が35度以上の猛暑日となった日数が、上田や南信濃、長野など9か所の各地点で観測史上最多を更新し、このような厳しい暑さは来年以降も続くと予想されています。農業生産者の方々から、今年の高温状態により、農作物の収穫量や品質の低下が課題と伺っています。

国の2025年度の都道府県予算では、高温・気候変動対策の支援として、生産現場の課題に対応した主な事業予算が示されました。山形県では、高温対策の遮光資材の購入や若い苗木に植え替える改植の経費を助成する支援。長崎県では、高温下の生産環境に対応できる品種や生産技術の開発、高温の影響を軽減する資材の検証などを補助。岩手県では、米の安定供給に高温環境を再現できる施設を建設し、品種開発を急ぐとしています。

そこで、長野県の気候変動に対応した農業分野での取組について伺っていきます。

まず最初に、近年の県内における高温や干ばつによる米や果樹、野菜など農産物への具体的な影響について伺います。

2として、水稻や野菜、果樹等の高温障害対策に関する研究や開発はどのように進められているのでしょうか。また、農業者に対し新たな栽培技術や品種に関する情報活用等どのように進められていくのか、現状を伺います。

3、被害を受けた農家に対する支援策や、例えば農業共済など保険制度への加入促進の状況はどうか、伺います。

4、気候変動の影響で豪雨や渇水などが懸念されます。大雨、渇水など気候が目まぐるしく変化している昨今、農業用水の管理に大きな役割を果たしている土地改良区などの体制について県は今後どのような支援を行っていくのかを伺います。

5、日本各地でアメリカザリガニが田んぼに穴を開けて困っている、水がたまらないという被害状況について、9月13日付の日本農業新聞社のトップ記事、「田んぼ漏水 犯人はザリガニ？」に目が止まりました。水稻におけるザリガニは県内でも目撃されているのに、なぜ有数の良質な米産地である東御市八重原地域だけ被害が出るのかという中で、5年前より、上田農業農村支援センターをはじめ、東御市、地元関係者の協力の下、アメリカザリガニ対策活動が始まりました。環境省は、2023年6月1日にアメリカザリガニが生態系に大きな影響を与えるとして条件付特定外来生物に指定しました。近年の温暖化の影響により繁殖が進んでいると言われているアメリカザリガニによる水稻における被害について、県における状況の把握及び対策についての実績と今後の取組について、以上5点を村山農政部長に伺い、1回目の質問いたします。

〔農政部長村山一善君登壇〕

○農政部長（村山一善君） 農業分野における気候変動への対応等につきまして5点御質問をいただきました。

初めに、農作物への具体的な影響についてでございます。

近年、猛暑の傾向が顕著となっておりまして、本年は9月下旬までの直近3か月の平均気温が長野市で平年より2.5度高い26.3度、また、7月の降水量は平年の1割未満の地域もござい

ました。

農作物全般では、高温により病害虫の発生に変化が生じてきており、カメムシやハダニ、アザミウマなどが多発しております。また、かん水施設がない圃場では、干ばつによる生育停滞等、品質や収量への影響が顕在化しています。水稻では、登熟期の高温により、米が白く濁る白末熟粒の増加やカメムシの吸汁による斑点米の発生など、品質低下のリスクが高まっております。果樹では、生育が早まることにより、凍霜害のリスクが高まるほか、着色不良や日焼け果の発生が多くなっております。また、野菜では、レタスの葉先が枯れるなどの生理障害、トマト等の果菜類の着色不良や日焼けの発生が増加している状況でございます。

続きまして、高温障害に関する研究開発、その情報提供や活用等の現状についてでございます。

温暖化対応は喫緊の課題であることから、県試験場では、高温環境を再現する施設などを整備し、影響評価を行いつつ、品種や栽培技術の開発を重点的に進めています。具体的には、高温条件に対応した水稻やレタスの品種、果樹の日焼けなどを防ぐ多目的ネット、園芸用施設で霧により温度を低下させる冷房装置、細霧冷房装置の利用技術を開発いたしました。

また、開発した技術や品種を速やかに現場に普及させるため、JA営農技術員や県普及指導員向けに研修会等で情報共有を図るほか、農業農村支援センターが現地圃場で実証しながら直接生産者へ伝えております。

加えて、国庫・県単補助事業で品種や技術の導入を支援しており、リンゴの高密植栽培園では多目的ネット、上伊那・南信州のカーネーション、安曇野の夏秋イチゴ等では、細霧冷房装置の導入が進んでいるところでございます。

続いて、農作物被害を受けた生産者への支援と保険制度への加入促進状況についてでございます。

県では、農作物の被害を最小限とするため、被害を受けた農業者に対し緊急的に行う防除などの技術情報をメール等で直接発信するほか、被害対策講習会などを開催しております。

さらに、被害状況に応じて、農作物に対しては県単事業で通常の栽培より掛かり増す経費を、農地・農業用施設に対しては国の事業を活用して復旧を支援しております。また、経営リスク低減のためには農業保険への加入が重要であることから、関係機関が連携し、生産者研修会での制度周知や個別相談会の開催、申請手続の支援など様々な機会を捉えて加入を促進しており、今後もさらなる加入者の増加に努めてまいります。

続きまして、土地改良区等の体制構築への支援についてでございます。

土地改良区が管理する農業水利施設は、農業用水を流すだけでなく、昨今の気候変動や都市化、混住化の進行により、雨水の排水等の役割が大きくなっている一方、農業者の減少等によ

り適切な管理が困難となることが懸念されております。県では、これまでも、土地改良区の経営や施設の診断などへの支援を通じ体制強化を図ってまいりましたが、人口減少下において施設を適切に管理するには、土地改良区だけでなく、地域が一体となって取り組む必要があります。

このため、本年4月に施行された改正土地改良法に、土地改良区と地域が連携して施設を管理する連携管理保全計画、通称水土里ビジョンが位置づけられました。県としては、多様な人材の参画や組織の再編、施設の集約などの話し合いを促し、多くの土地改良区が水土里ビジョンの策定を通じて地域と一体となった持続的な体制を構築できるよう、国庫補助事業も活用しながら支援をしてまいります。

最後に、アメリカザリガニの被害と対策の実績及び今後の取組についてでございます。

アメリカザリガニは、県内各地で定着、生息しているものの、巣がつくりやすく越冬しやすい環境などが整っている東御市的一部地域でのみ水稻の茎の切除や巣穴からの水漏れなどの被害が確認されているところでございます。

議員お話しのとおり、県では、これまでに、東御市、JA等と連携して防除の検討を進めてきた結果、捕獲用のわなが有効であることが明らかになったため、簡単に誰でもつくれるわなによる捕獲方法などを示した啓発チラシにより周知を行い、生産者により防除が進められているところでございます。引き続きアメリカザリガニに関する状況を注視し、これまでの取組を踏まえ、必要な対策を講じてまいります。

以上でございます。

[10番佐藤千枝君登壇]

○10番（佐藤千枝君）御答弁いただきました。高温対策だけではなく、農業支援に対しての多岐にわたる支援が進んでいるということが確認できました。

また、アメリカザリガニの駆除につきましては、手引の作成を進めるに当たりまして、来月、10月7日火曜日に外来生物駆除手法等検討調査業務に係る有識者委員会をウェブで開催し、農水省からの依頼を受けて、上田農業農村支援センターの職員が状況を説明するため、その会議に参加することをお聞きしました。これまで以上に関係者と連携を図りながら、農地保全のため引き続きの御支援をよろしくお願ひいたします。

近年、長野県内では、殺人事件や殺傷事件、中山間地における緊縛強盗事件等が発生し、某小学校においては、学校内での不審者情報が保護者らにメールで報告され、保護者や職員が付き添って集団下校したり、上下校時間帯に地域も参加して見守りをする等の対策が取られました。

2016年7月には、神奈川県相模原市の障害者施設、津久井やまゆり園の元職員が入居者19人

を殺害、26人が重軽傷を負うという障害者福祉の現場を襲った痛ましい事件も発生しました。その事件を受けて、厚生労働省からの通達により、全国の各自治体は、障がい者、高齢者、児童生徒が利用する福祉施設、保育所、幼稚園、学校施設などで安全確保のための取組が進められてきました。長野県でも、障がい者や高齢者らの入所施設、約2,000余の施設に防犯体制の見直しなどを求める通知を出し、地域住民と連携した防犯体制の強化や緊急時の連絡体制の確立を呼びかけられました。

このような事件が起るたびに、私たち県民は心を痛め、そして安全・安心な地域を守るために、地域と関係団体が一体となってパトロールや子供たちの安全・安心を守る防犯対策はとても大事であることを改めて感じているところです。県民の安全・安心の確保に向けた防犯対策の強化についてお聞きします。

1、県民の防犯意識を高めるため県警が取り組んでいる防犯対策について伺います。安全・安心な地域をつくるため、関係機関・団体等との防犯対策の連携はどのように進められているのでしょうか。

銀行や郵便局、信用金庫などの金融機関には緊急通報装置である110番非常通報装置の設置が奨励されています。110番非常通報装置の県内の設置状況はどうか、伺います。

そして、このたび長野県警察本部長に就任されました阿部本部長に、就任に当たり県民の安全・安心な生活を守るための所信について。以上4点を阿部警察本部長に伺います。

2、本年6月に第1回、9月に第2回として長野県安全で安心なまちづくり検討会が開かれました。検討会の目的と検討会の進行状況、今後の進め方や県民への周知等について直江県民文化部長に伺います。

3、高齢者及び障害者施設など社会福祉施設や病院などの防犯対策、安全確保についての取組はどのように進めているのでしょうか。 笹渕健康福祉部長に伺います。

4、文部科学省は、不審者の学校侵入防止対策の強化について、令和5年から3年間という時限付で平時の備えの確認と見守りの強化を挙げ、防犯カメラ、オートロックシステム等の設置促進や警察直通の非常通報装置等の整備について集中的な支援を行うとしています。県内の公立小中学校の活用状況はどうでしょうか。また、この文部科学省の支援について今後どのように周知していくのでしょうか。武田教育長に伺います。

最後の質問です。障害者手帳には、身体障害者手帳、精神障害者手帳、知的障害者手帳と3種類あります。それぞれ根拠となる法律や制度は違っています。身体障害者手帳と精神障害者手帳はそれぞれの法律に基づいており、全国統一の基準が定められていますが、知的障害者手帳は国の法律に基づくものではなく、都道府県によって交付基準や受けられる支援内容に違いがあるのが現状です。その呼び名は、本県をはじめ多くの自治体では療育手帳という名称です

が、全国共通ではなく、愛の手帳、愛護手帳、みどりの手帳といった名称も使われています。

長野県における判定は、A1最重度、A2重度、B1中度、B2軽度の4段階に区分しており、申請は各市町村の窓口で行い、判定は居住地を管轄する児童相談所が担当します。具体的な判定のプロセスや細かな判断基準は各児童相談所の専門家チームに委ねられています。長野県として統一された判定基準があるものの、他県から転居すると継続利用が難しいという指摘もある中で、以下質問をいたします。

1、療育手帳の交付に係る判定基準について、県内での統一的な運用はどのように担保されていますか。特に、知的境界域や発達障がいを伴うケースにおいて、各児童相談所における判定は統一されているのでしょうか。

2、療育手帳の判定を行う場合、18歳以下は各児童相談所、18歳以上の対象者は知的障害者更生相談所で行われます。相談所における児童心理司などの確保、適正な判定は不可欠です。特に、新任の職員の育成が課題であり、研修機会の確保や経験年数の浅い職員への育成体制の構築が求められます。そこで、県の専門人材の確保や育成研修についての取組を伺います。

3、療育手帳制度は、知的障がいのある方の生活を支える重要な基盤です。地域共生社会の実現を目指す中で、療育手帳が果たすべき役割について県はどのように捉えているのでしょうか。知的障がいのある方が地域で当たり前に暮らし、社会参加できるよう、どのような啓発活動や地域住民との交流を促進する取組を進めていくお考えでしょうか。以上3点を 笹渕健康福祉部長に伺います。

どこに住んでいても福祉サービスが公平に受けられ、知的障がいのある人々の社会参加と自立を支援する上で、療育手帳の法制化と全国統一的な判断基準の導入が必要となります。7月10日付の福祉新聞によりますと、厚生労働省は、知的障がい児者の療育手帳の統一化に向け、不利益が生じないよう、関係者の意見も聞いて議論するとし、6月26日の社会保障審議会（障害者部会）において了解を得たとのことです。

本県でも、国に対し、療育手帳の法制化に関し要望を出されているとお聞きしていますが、全国知事会長として、全国足並みをそろえ、療育手帳の全国統一化に向けた一層のかじ取りを阿部知事にお願いしたく、御所見を伺います。

〔警察本部長阿部文彦君登壇〕

○警察本部長（阿部文彦君） 防犯対策等につきまして4点御質問をいただきました。

初めに、県民の防犯意識を高めるため県警察が取り組んでいる防犯対策についてお答えいたします。

県警察では、県民の安全・安心の確保のため、見せる警戒や巡回連絡をはじめとする街頭活動の強化のほか、県民の防犯意識を高めるため、長野県警察安全・安心アプリ「ライポリス」

をはじめとした各種広報媒体を活用したタイムリーな情報発信、犯罪発生状況の的確な分析に基づく犯罪防止対策の推進、関係機関・団体等と連携した情報共有と啓発活動の推進、街頭防犯カメラの普及促進等のきめ細やかな犯罪防止対策を推進しているところであります。

次に、安全・安心な地域をつくるため、関係機関・団体等との防犯対策の連携についてお答えいたします。

県警察では、県民の防犯意識向上と被害防止のためには、自治体、防犯協会、事業者をはじめとする関係機関・団体等との連携が極めて重要であると認識しております。具体的な連携としては、各地域の防犯協会等と協働したパトロールや広報啓発活動、関係機関・団体等に対する防犯情報等の積極的な提供と防犯活動の積極的な支援、事業者等との防犯協定締結による連携の強化等を推進し、地域社会が一体となった犯罪防止対策の推進を図っているところであります。

次に、県内の非常通報装置の設置状況についてお答えいたします。

非常通報装置は、不測の事態、すなわち生命や身体に対する重大な危害が発生し、またはそのおそれがあるときに、通報ボタンを押すだけでその非常事態を警察に緊急通報する防犯システムであります。警察は、通報受理後直ちに、事前に登録された情報に基づき、管轄警察署等の警察官に現場急行を指令するものとなっており、現在、県内の金融機関や学校、高齢者入所施設等約1,600施設に設置されているところであります。

最後に、警察本部長就任に当たり、県民の安全・安心な生活を守るための所信についてお尋ねがございました。

伝統と実績のある長野県警察の責任者として、引き続き職員と一丸となって関係機関・団体等と必要な連携を図りながら、県民の防犯意識の向上や各種被害防止対策の推進を図り、日本一安全・安心な信州を目指して力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上であります。

〔県民文化部長直江崇君登壇〕

○県民文化部長（直江崇君） 私には長野県安全で安心なまちづくり検討会の目的と検討状況等についてお尋ねを頂戴いたしました。

近年、本県でも県民の不安に直結する凶悪事件が発生しており、防犯対策の在り方が改めて問われています。こうした状況を踏まえ、県民が犯罪に巻き込まれることなく安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指した指針の策定を進めており、防犯まちづくりの専門家や犯罪心理学者、弁護士など有識者による長野県安全で安心なまちづくり検討会において検討いただいております。

この指針は、施設の新設・改修時や日常の安全点検の際の手引として、また、地域の防犯力

向上の取組の参考として活用していただくことを想定しており、子供の居場所や大勢の人が集まる商業施設など、エリアごとの安全対策のポイントを明らかにするものでございます。

加えて、この指針には、プライバシーに配慮した防犯カメラのガイドラインや、近年多発している特殊詐欺被害防止に向けて検討会から御提案をいただいた、仮にだまされても被害には遭わせないという本県独自の新たな視点の対策も盛り込むこととしております。

今後は、検討会で引き続き御検討をいただくとともに、パブリックコメントでの県民の皆様からの御意見を反映させて、本年度中の策定を目指してまいります。この指針を活用していくことで、地域における防犯を自分事として捉えていただきまして、そういう形で活用いただけるよう広報周知を進め、防犯活動の充実強化を図ってまいります。

以上でございます。

〔健康福祉部長 笹渕美香君登壇〕

○健康福祉部長（笹渕美香君） 私には4点お尋ねがございました。

初めに、社会福祉施設や病院における防犯対策についてです。

近年、社会福祉施設や病院では、様々な要因による利用者や職員の安全・安心に関わる事案が全国的に発生しており、防犯対策として、施設等での個別の対策はもとより、日頃からの警察等関係機関との連携体制の強化や地域との関係構築が重要と認識しております。

県では、平成28年に発生した相模原市の障害者施設での事件を受けて発出された厚生労働省からの通知に基づき、社会福祉施設や医療機関に対して、地域や警察などとの連携強化や防犯対策のための施設整備の推進などを周知し、施設整備への補助を行うなど、継続的な対策強化を支援しているところでございます。

加えて、平成30年に発行された「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」では、具体的な対策事例等も含めて紹介され、これらについて県では機会を捉えて周知してきており、引き続き施設等の防犯対策が向上するよう働きかけてまいります。

次に、療育手帳制度に関して、療育手帳の判定基準の運用状況についてのお尋ねです。

県では、厚生事務次官通知等に基づき、療育手帳交付要綱等を定め、この全県統一の基準に基づき、知的境界域や発達障がいなどのケースにおいても各児童相談所において統一的かつ公平な判定を行っているところでございます。具体的には、専門職である児童心理司が知能指数と日常生活の自立度を加味して総合的に判定の上、知的障がい児者と判定された方に療育手帳を交付しております。また、各所の担当者を集めた研修において、事例検討等を通じて判定の標準化を図っております。

続いて、療育手帳の判定を行う児童心理司等の確保育成についてでございます。

心理判定を行う児童心理司等については、一般心理学を学んだ専門性の高い職員を毎年度計

画的に採用し、人材を確保しております。新任職員に対しては、実際の判定業務への従事に先立ち、心理検査の技法を習得するため、ベテラン職員からスーパーバイズを受けながら、適切な判定ができるよう、習熟度に応じて3か月程度の研修を実施しております。

そして、判定業務に従事した後も、職場におけるケース検討や実際のケースに応じた実践的なオンザジョブトレーニング研修を行うなど、職員の資質向上及びベテラン職員からの若手職員へのノウハウの継承に努めているところでございます。

最後に、療育手帳の役割と知的障がいのある方の社会参加に向けた取組についてでございます。

療育手帳は、障害福祉サービスや旅客運賃の割引等各種サービスの円滑な利用を可能とし、また、就学や就労の場面においても障害特性を理解した上で適切な配慮を受けられるなど、知的障がいのある方の暮らしを様々な面で支える重要な役割を果たしているものと認識しております。県では、幅広い県民の皆様に、知的障がいをはじめ様々な障がいに対する理解を深めていただくため、信州あいサポート研修や出前講座の実施に加え、動画配信等様々な広報媒体を活用して啓発に取り組んでおります。

また、障がい者文化芸術祭や各保健福祉事務所における地区の障がい者スポーツ大会の開催等を通じて地域住民と交流する機会の確保に取り組んでいるところです。引き続きこれらの取組を通じて知的障がいへの理解や地域住民との交流促進に努めてまいります。

以上でございます。

〔教育長武田育夫君登壇〕

○**教育長（武田育夫君）** 学校施設環境改善交付金の市町村の活用状況と周知についてのお尋ねでございます。

現在、県内の公立小中学校における防犯カメラの設置は、小学校で53%、中学校で46%設置していると承知しております。議員御指摘の文部科学省学校施設環境改善交付金は、令和5年度から7年度までの3年間、大規模改造事業として既存の防犯対策事業に比べて補助率を2分の1に引き上げるなど集中的な支援を行うものであり、県では、この制度の創設を受け、市町村に対して防犯対策の強化に必要な施設整備の検討を依頼しているところでございます。

これまでこの事業を活用した市町村の整備状況は、令和6年度までに1市2町において11の小学校、二つの中学校が整備され、令和7年度は1町において1小学校の整備が進められているところでございます。

また、先般公表された令和8年度の文部科学省の概算要求資料においては当該事業を令和10年度まで延長する旨の記載があることから、今後も国の動向を注視し、市町村教育委員会に対して必要な情報提供を行ってまいります。

〔知事阿部守一君登壇〕

○知事（阿部守一君）療育手帳の全国統一化に向けて取り組んでほしいという御要請をいただきました。

法律上、知的障がいの定義がないということから、この療育手帳については、各都道府県、政令市が昭和48年の厚生事務次官通知等に基づいてそれぞれ独自に基準を定めて交付しているところでございます。自治体によって検査方法、IQの上限値、発達障がいの取扱いなど認定基準が異なることから、手帳を所持した方が他の自治体に転居した場合には、手帳が取得できなくなったり、区分が下がってこれまで受けていたサービスが受けられなくなるといった弊害も生じております。

どこに住んでいても全国統一の基準で認定され、同じサービスを受けられるようにすることが知的障がいのある方の福祉の向上と自立につながるものというふうに考えておりまことから、これまでも基準の統一化を全国知事会を通じて国に要望してきているところでございます。私も、今度会長になりましたので、改めて全国知事会としての役割、立場を認識して、引き続き早期の制度化を強く国に訴えていきたいと考えております。

以上です。

〔10番佐藤千枝君登壇〕

○10番（佐藤千枝君）それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。県民の安全・安心のための対策として、国でも、そして県でも予算化していただいているものがいろいろありますので、必要としている施設や学校に対しまして整備事業が進みますようしっかりと周知の徹底をお願いしたいと思います。

それから、阿部知事からも御答弁ありがとうございました。療育手帳は県が交付主体ですが、具体的なサービスは市町村が提供するものが多くあります。県と市町村、そして地域の支援機関との連携がスムーズに行われ、利用者がどこに相談しても適切な情報や支援につながる体制が必要です。

様々な課題があるのは承知しています。全国統一した適正な運用が実現できますよう、先ほどの阿部知事の御答弁のように、全国知事会におきましてもリーダーシップを十分発揮されまして、さらなる国への一層の働きを強く要望し、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（依田明善君）会議規則第13条第2項の規定により、本日はこれをもって延会いたしたいと思います。

次回は、明10月1日午前10時に再開して、行政事務一般に関する質問及び知事提出議案に対する質疑を日程といたします。書面通知は省略いたします。

本日は、これをもって延会いたします。

午後4時6分延会